

## 令和2年第7回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年9月1日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告
    - ・令和2年6月分・7月分
  - 2) 指定管理者監査の報告
  - 3) 令和元年度事務事業点検評価の報告
    - ・美郷町教育委員会
  - 4) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告
  - 5) 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
  - 議案上程（説明）
- 第 5 報告第 7号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 8号 資金不足比率の報告について
- 第 7 認定第 1号 令和元年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 8 認定第 2号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 9 認定第 3号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第10 認定第 4号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第11 認定第 5号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第12 認定第 6号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企画財政課長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住民生活課長	高 橋 久 也 君
福祉保健課長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商工観光交流課長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会計管理者兼 出 納 室 長	奥 山 智佳等 君	農業委員会長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教育推進課長	武 田 浩 之 君
生涯学習課長	佐々木 寿 人 君	代表監査委員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第7回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、藤原政春君、14番、深澤 均君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月1日から9月11日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月11日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告を申し上げます。

8月25日招集告示されました令和2年第7回美郷町議会定例会に当たり、8月27日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

初めに、本定例会の会期は本日9月1日から9月11日までの11日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後、報告第7号と報告第8号を上程し、説明を受けます。次に、認定第1号から認定第6号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

9月2日は午前10時より本会議を再開し、議案第59号から議案第63号までを上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第64号から議案第71号までを上程し、説明を受け、認定第1号から認定第6号までの総括質疑を行い、その後、決算特別委員会を設置し、付託をする予定です。

9月3日から9日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締め切りは3日午前11時までとします。

9月4日には、決算特別委員会を開催し、決算審査を行う予定です。

9月10日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

9月11日は、午前10時より本会議を再開し、議案第64号から議案第71号までの質疑、討論、表決を行い、その後、認定第1号から認定第6号まで決算審査の結果についての委員長の報告、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和2年6月分・7月分）の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より指定管理者監査の報告がありました。

3として、町教育委員会教育長より令和元年度事務事業点検評価の報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

5として、産業建設常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

---

### ◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和2年第7回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、大雨に伴う災害対応等について報告いたします。

7月28日午前0時42分、美郷町に大雨警報が発表されたことから、美郷町災害警戒部を設置しました。その後、午前6時5分に土砂災害警戒情報が発表されたため、美郷町災害対策本部へ切り替え、町内3か所の一次指定避難所及び福祉避難所を開設し、土砂災害警戒区域等に指定している19行政区165世帯の方へ避難勧告を発令しました。

災害対策本部では、避難勧告の対象世帯の方へ電話連絡を行ったほか、防災行政無線等で避難を呼びかけ、避難所へは5世帯8人の方が避難されました。

その後、午前11時15分に土砂災害警戒情報が解除されたため、避難勧告を解除し、災害対策本部を災害警戒部へ切り替え、午後4時33分に大雨警報が解除されたことから、避難所を閉鎖し、災害警戒部を解散しました。

この大雨による主な被害ですが、床下浸水が16棟、道路の被害が16路線、河川の被害が6河川、農地への冠水等が7か所、2.09ヘクタール、農地・農業用施設の被害が42か所、公共施設の被害が4か所となっております。

次に、8月8日午後5時に大雨に伴う災害に警戒するため、美郷町災害警戒部を設置し、午後6時に自主避難所及び福祉避難所を開設しました。避難所へは3世帯3人の方が自主避難されました。

翌9日午前6時19分に大雨警報が発表されましたが、その後急激な降雨量の増加が見込まれないことから、午後2時に自主避難所及び福祉避難所を閉鎖し、午後4時39分に大雨警報が解除されたため、災害警戒部を解散しました。

この大雨による主な被害ですが、農地への冠水が1か所、1.05ヘクタールとなっております。

次に、8月30日午後8時20分、美郷町に大雨洪水警報が発表されたことから、美郷町災害警戒

部を設置しました。その後、午後9時55分に土砂災害警戒情報が発表されたため、役場庁舎へ緊急の退避所を開設しました。退避所は、1世帯2名の方が利用されました。

翌31日午前4時23分に大雨警報が解除され、公共施設や道路等の被害状況を確認した後、午後3時に災害警戒部を解散しました。

この大雨による現時点での主な被害ですが、床下浸水3棟、道路の被害が5路線、河川の被害が2河川、農地・農業用施設の被害が10か所、公共施設の被害が2か所となっておりますが、今後より詳細に被害を確認してまいります。

これら災害に際し被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、被害状況の調査等にご協力頂いた地域の皆様、協定等に基づきご協力頂いた各団体、企業の皆様、お見舞いのご連絡を頂いた各自治体の方々に改めてお礼を申し上げます。

次に、美郷大使の高階秀爾氏が日本芸術院長に選出されたことを報告いたします。

高階氏は、美郷カレッジで講師を務められるなど、美郷町の発展にご尽力頂いており、今後も日本の芸術界を牽引するとともに、日本芸術院長としてのご活躍を心より期待しております。

次に、第6回臨時会において、関係予算の議決を頂いた新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度等について、8月31日現在の進捗状況を報告いたします。

「地域応援商品券・地域応援食事券」については、第2弾を8月3日に各世帯主宛てに郵送しており、取扱店は、第6回臨時会での報告から8店増え、総数は197店となっております。

また、使用換金率は、第1弾と第2弾合わせて31.2%で、金額にすると5,378万3,500円です。

事業者の雇用促進を支援する「雇用促進支援金事業」については、4件360万円、町内事業者の事業継続に向けて家賃を支援する「事業継続家賃支援金事業」については、2件15万6,000円、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために設置する設備やオンライン環境等の整備を支援する「感染症対策環境整備支援事業」については、7件172万8,000円の給付をそれぞれ決定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方々への固定資産税の減免状況についてですが、事業者からの申請は、第6回臨時会での報告から24件増え、計75件で、うち74件363万5,800円を減免しております。

収入減額世帯に属する方からの申請は3件で、うち2件6万3,800円を減免しております。

また、収入が減少した世帯への国民健康保険税の減免状況については、7件130万7,800円を減免しております。

「大学生・高校生等応援給付金事業」については、申請者数は、大学生255人、高校生157人、

計412人となっております。

「学校給食費助成金事業」については、8月20日付で保護者に通知し、本日から申請書の受付を開始しております。

次に、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大している状況を鑑み、中止とする町主催事業等について報告いたします。

10月31日、11月1日に予定していた美郷フェスタについては、各団体等の催事への参加希望の状況及び新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、内容、規模の縮減等による開催を検討しましたが、開催目的である交流の推進について、成果見通しに課題があることなどから、中止することといたしました。

また、秋に延期していた「美郷雪華コレクション」「JAL&モンベルキャンプ」及び交流自治体である長野県東御市、栃木県那珂川町、北海道中富良野町との来町及び訪問物販並びに東京都港区で開催される「全国交流物産展in新橋」での出展、東京都大田区で開催される「友好都市ふれあいひろば」での町内製品の販売及び観光PRについても、今年度は中止することといたしました。

また、例年東京都大田区で開催される「OTAふれあいフェスタ」及び首都圏の美郷町出身者を会員とする秋田・美郷町ふるさと会の総会について、今年度の開催は中止する旨、連絡を頂いております。

学校関係では、美郷中学校とタイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシット校との相互訪問交流、六郷小学校と大田区高畑小学校との学校間交流、秋田大学・国際教養大学との相互交流のほか、小学校4年生を対象にした宿泊体験や小学校5・6年生を対象にした職場体験、元プロ野球選手による少年野球教室を中止することといたしました。

10月11日に予定されていた「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！」についてですが、新型コロナウイルスの感染者が県内で増加しており、感染拡大防止の観点から、今年度は中止することが決定されました。

申しあげました町主催行事等に関係する皆さんにはどうかご理解を頂きますようお願い申し上げます。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について報告いたします。

1つ目は、「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、美郷町清水周辺環境保全モデル地区における清水保全活動として、9団体が清水清掃を行っております。

2つ目は、「交流促進プロジェクト」についてですが、連携協定を締結している株式会社モンベ

ルが秋田県初となる直営店モンベル秋田美郷店を8月27日にオープンいたしました。今後、同社との連携協定を踏まえて、町の観光振興施策を推進してまいります。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

初めに、住民生活課関係ですが、7月30日に金沢東根地区で住宅が全焼する火災が1件、8月20日に金沢西根地区で車両火災が1件発生し、今年の発生件数は7件となりました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、改めて火災予防の啓発に努めてまいります。

次に、福祉保健課関係ですが、5月26日から順次開催していた早朝総合健診の結果説明会が8月3日で終了しました。健診の受診状況は、特定健診が対象者3,639人のうち1,529人、大腸がん、胃がん、及び肺がん検診が対象者7,349人のうち、大腸がんが2,873人、胃がんが1,898人、肺がんが3,188人、乳がん検診が対象者4,314人のうち675人、子宮がん検診が対象者4,256人のうち560人がそれぞれ受診しております。

今後は、医療機関での受診を勧奨していくほか、3日間の追加健診の機会を設け、受診機会の拡充と利便性の向上に努めてまいります。

次に、今年度の開催を中止した敬老会の記念品についてですが、美郷のミズモをプリントした特別な大、中、小のタオル3点セットを9月27日までに対象者全員へお届けする予定です。

次に、商工観光交流課関係ですが、長雨及び日照不足により、美郷町ラベンダー園のラベンダー約1万株が根腐れによって枯死しました。これに伴い、ラベンダーの補植及び排水対策として、側溝を敷設したく、本定例会に関係予算を計上しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、8月30日午後4時30分頃、湯とぴあ雁の里温泉に落雷があり、源泉からのお湯の供給と館内の冷房が停止したため、直ちに新規利用客の受入れを中止し、館内機器の安全点検を実施しております。翌31日は、湯とぴあ雁の里温泉の定例の休館日となっており、前日からの設備業者による安全点検の結果、源泉揚湯設備については、電圧変換機の基盤焼き付けにより揚湯、送水の自動制御ができない状況にあるほか、冷温水発生器についても基盤焼き付けにより、館内の冷暖房設備が使用不能となっており、いずれも基盤の取替えが必要との報告を受けております。

その他の機器については、基盤の取替え後でなければ確認できない機器もあるため、早期復旧を目指し、修理内容等について調整を行っているところです。

なお、現時点において、復旧の見込みは未定となっております。

次に、農政課関係ですが、鳥獣被害対策実施隊により、熊8頭を捕獲しております。引き続き、捕獲用おりを設置するとともに、防災行政無線や広報等での注意喚起を図ってまいります。



次に、建設課関係ですが、6月から8月末までの主な工事発注状況については、道路改良工事3件、道路舗装及び舗装補修工事6件、解体工事1件、町営住宅火災報知器交換工事1件、除排雪機械購入1台、業務委託として、公園管理等委託2件、測量調査設計業務6件を発注し、発注率は80.8%となっております。

また、上水道関係では、千畑東部地区紫外線処理施設設置工事等4件、業務委託3件、下水道・集落排水関係では、後三年地区農業集落排水浄化槽設置工事及び施設更新工事等4件、業務委託1件を発注し、発注率は89%となっております。

次に、教育推進課関係ですが、7月10日、美郷町公民館で「ドリーム体験！ほんもの講座」を開催し、劇団「わらび座」によるミュージカルを町内各小学校の5、6年生が鑑賞しております。

次に、生涯学習課関係ですが、小学生の夏休み期間における少年教育並びに読書推進事業として、7月31日に「わくわくサマースクール2020」を、8月8日に「手づくりしかけ絵本教室」を開催いたしました。「わくわくサマースクール」では、清水川での生物観察をテーマに、水環境マイスター等を講師に迎え、小学生27人、保護者6人が参加しました。多くの児童がハリザッコやサンショウウオ等を観察することができ、体験学習の充実に寄与できたものと考えております。

「手づくりしかけ絵本教室」では、小学生以下32人、保護者23人が参加し、仕掛け絵本の基礎を学び、実際に作ることで絵本への親しみや大切さを実感するとともに、多くの親子連れに楽しんでいただきました。

次に、提出いたしました議案の概要について、ご説明いたします。

報告第7号「健全化判断比率の報告について」及び報告第8号「資金不足比率の報告について」ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、ご報告するものです。

認定第1号から認定第6号ですが、令和元年度の各会計決算認定について地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものです。

認定第1号「令和元年度美郷町一般会計決算認定について」ですが、歳入119億1,430万9,000円、歳出112億4,555万5,000円で、歳入歳出差引額は6億6,875万4,000円です。

認定第2号「令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について」ですが、歳入24億4,889万3,000円、歳出22億7,231万7,000円で、歳入歳出差引額は1億7,657万6,000円です。

認定第3号「令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について」ですが、歳入2億229万1,000円、歳出1億9,688万2,000円で、歳入歳出差引額は540万9,000円です。

認定第4号「令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について」ですが、歳入2億354万4,000円、歳出1億9,742万8,000円で、歳入歳出差引額は611万6,000円です。

認定第5号「令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について」ですが、歳入2億388万円、歳出2億330万3,000円で、歳入歳出差引額は57万7,000円です。

認定第6号「令和元年度美郷町水道事業会計決算認定について」ですが、税抜きの収益的収支における事業収益3億8,836万2,892円、事業費用3億7,913万3,535円で、純利益は922万9,357円です。

議案第59号及び議案第60号「財産の取得について」ですが、美郷町立小中学校タブレットパソコン等機器及び南給食センター食器洗浄機の取得に係る契約について、それぞれお諮りするものです。

議案第61号及び議案第62号「工事請負契約の締結について」ですが、道の駅美郷施設改修工事道の駅棟及び公衆トイレ、道路情報提供施設棟について、工事請負契約を締結したく、それぞれお諮りするものです。

議案第63号「工事請負契約の一部変更について」ですが、令和2年4月28日に議決頂いた美郷町北体育館改修工事請負契約について、工事請負変更契約を締結したくお諮りするものです。

議案第64号「美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ですが、特別職の職員で非常勤のものの報酬の重複支給禁止の規定を明確化したくお諮りするものです。

議案第65号「美郷町地販地消・地産外商推進条例の一部改正について」ですが、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律が廃止されることに伴い、所要の規定を整備する必要があるためお諮りするものです。

議案第66号「令和2年度美郷町一般会計補正予算第6号」についてですが、前年度繰越金の確定や地方債の借入額の変更等による歳入の増額、新型コロナウイルス感染症対策関連予算、ラベンダー園客土土壌改良工事、上野乙1号線ほか28路線の舗装工事、小杉崎川災害復旧工事の追加等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第67号「令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号」についてですが、前年度繰越金の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第68号「令和2年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、前年度繰越金の確定及び公共下水道事業資産調査業務の追加等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第69号「令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号」についてですが、前年度繰越金の確定及びメーター検針機器の更新等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りする

るものです。

議案第70号「令和2年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号」についてですが、前年度繰越金の確定に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第71号「令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第2号」についてですが、施設修繕費の増額及び籠林取水場非常用発電機交換工事の追加に伴う支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

最後に、これまでの町政運営と今後について述べさせていただきます。

ご存じのとおり、私は3か月弱で町長任期満了を迎えます。現在の任期において、私は、地域の融和を大切にしながら、町勢発展に向けて前進を果たすよう、「融和と前進」を基本方針とした町政運営に努めるとともに、「公平」「誠実」「展望」という3つの言葉を大切にされた姿勢並びに対応に努め、美郷町としての特色づくりや誇りづくりにつながる各般の施策展開に努めてまいりました。

おかげさまで、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力の下、例えば東京2020オリンピックにおけるタイ王国バドミントン競技の事前合宿地決定と交流の開始、タイ王国ノンタブリー県アニュラチャプラシットスクールとの交流の開始、まちなかエリア活性化に関する各般の取組、全小中学校全教室へのエアコン整備や坂本東嶽邸の改修、飛翔館の整備、ヨネックス株式会社並びに株式会社モンベルとの連携協定締結と、それに基づく各般の取組などを展開し、特色づくりと誇りづくりに一定の形をつくとともに、町勢発展の観点で前進することができたものと私は認識しているところです。

一方、現在町民生活を混乱させている新型コロナウイルス感染症については、引き続き的確で迅速な対応が求められるところですし、来年度開催予定の東京2020オリンピックへの対応や動き始めているまちなかエリア活性化への対応、生薬栽培や地域資源の有効活用等への対応、財政健全化に係る公共施設等最適化実施計画への対応などは、今後も継続的な対応が求められます。

また、これまでの美郷町のまちづくりに他市町村からもよい評価を頂いている中、今後も小さくてもきらりと光る個性、つまりは、美郷らしさをさらに確かにしていくためには、その個性にもっと磨きをかけ、もっと町民から愛される町になるとともに、もっと県内外から認識される町になっていくことが求められるものと私は思います。

こうした点も踏まえて、今後のまちづくりを考えますと、継続性のあるテーマにきちんと対応しながら、町民の住みよさに直結する取組の充実を図るとともに、まちづくりの根幹にある人づくりへの取組を充実して感覚を磨き、産業振興や交流展開などでさらに元気や活気が出るまちづくりを推進していくことが肝要と私は考えます。

新型コロナウイルスへの対応を優先させながら、これまで熟慮してまいりましたが、こうした観点でのまちづくりを具現化していくために、引き続きまちづくりに汗を流してまいりたいとの思いに至り、次の町長任期に挑戦していく意志を固めましたことを報告させていただきます。

以上申し上げまして、招集の挨拶といたします。

---

### ◎報告第7号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、報告第7号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 報告第7号についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標を健全化判断比率として定められており、毎年度監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとしてございます。

8月21日に監査委員から審査していただき、その意見書の写しを議案資料集の1ページ、2ページに添付してございます。

まず、一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率であります、実質赤字比率及び全ての会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率であります、連結実質赤字比率でございますが、全ての会計において黒字決算ですので、共に該当ございません。

次に、実質公債費比率でございますが、町債の繰り上げ償還を除いた元利償還金に公営企業会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び債務負担行為に基づく支出などのうち、公債費に充当した部分を加えた総額の標準財政規模に対する割合、言い換えますと年間の収入に対する借り入れ返済の割合で、3カ年の平均値で表します。令和元年度の数値は1.0%となりまして、平成30年度が2.5%、平成29年度が4.1%でありましたので、年々改善傾向で推移してございます。

プライマリーバランスを意識した積極的な町債の繰り上げ償還の実施により、町債残高が減少し、本来の元利償還額が減少したことが要因と考えてございます。

次に、将来負担比率でございますが、実質公債費比率の算定に用いた経費の現時点での将来負

担分、それに設立法人等に対しての将来負担分などを加えた総額の標準財政規模に対する割合でございます。当町では平成26年度以降、将来負担額よりも将来負担に充当可能な財源額が上回っているためマイナス数値となり、「該当なし」でございます。令和元年度も同様でございます。

なお、計算上の比率は令和元年度がマイナス47.2%、平成30年度がマイナス42.1%でございますので、改善され、良好な数値を維持してございます。

法律では、この健全化判断比率につきまして早期健全化基準が定められており、その基準を上回った場合、外部監査委員による監査の実施や、それに基づいた財政健全化計画の策定などが義務づけられてございますが、本町では全ての数値が基準を下回ってございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで報告第7号の説明が終わりました。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、報告第8号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 報告第8号についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律で、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度公営企業会計ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとしてございます。8月21日に監査委員から審査していただき、その意見書の写しを議案資料集の3ページ、4ページに添付してございます。

資金不足比率は、公営企業会計の事業規模に対する資金不足、つまり実質赤字額の割合でございます。この比率につきましては、経営健全化基準が定められてございまして、この基準を上回った場合は、経営健全化計画の策定などが義務づけられることとなります。当町では、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、いずれにおきましても黒字決算でございますので、該当はございません。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで報告第8号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第1号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、認定第1号 令和元年度美郷町一般会計決算認定についてを上

程いたします。

税務課長から順次説明を求めます。

○税務課長（小田長光仁君） それでは、歳入歳出決算書12ページ、13ページをお願いいたします。

1 款町税でございますが、収入済額は14億6,487万6,749円で、平成30年度と比較して71万3,507円、率にして0.05%増加しております。収納率は、平成30年度と比較して0.09ポイント上回り、94.31%となっております。不納欠損額は161人、702万1,135円で、平成30年度と比較して29万6,152円減少しております。不納欠損理由ですが、大部分の方が納付能力がなく処分可能財産も保有していなかったことによるものでございます。収入未済額は8,128万7,055円で、平成30年度と比較して123万9,960円減少しております。

次に、税目別にご説明いたします。

1 項町民税の収入済額は6億2,651万3,533円で、平成30年度と比較して、給与所得は伸びておりますが、農業所得等の減により362万1,863円減少しております。なお、備考欄に記載がありますとおり、収入済額には年金保険者側の処理完了日の関係で出納整理期間中に還付できなかった亡くなられた方の年金からの特別徴収分541円が含まれております。これにつきましては、令和2年度予算により還付しております。

2 項固定資産税の収入済額は6億5,841万6,116円で、平成30年度と比較して、土地の評価額は減少しておりますが、家屋の新築棟数の伸びや設備投資の増加により117万59円増加しております。

3 項軽自動車税の収入済額は7,390万9,900円で、平成30年度と比較して、環境性能割の創設及び新税率対象車両の増加により160万5,000円増加しております。

4 項町たばこ税の収入済額は1億495万4,197円で、平成30年度と比較して、税率の引き上げの影響により171万1,161円増加しております。

5 項入湯税の収入済額は108万3,000円で、平成30年度と比較して15万1,350円減少しております。

以上で1 款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（高橋 稔君） 同ページ下段の2 款地方譲与税から16、17ページ下段の11 款交通安全対策特別交付金までを一括してご説明させていただきます。

2 款から11 款までは予算額と同額の調定及び収入となっております。各譲与税、交付金の中で平成30年度との比較で増減額の大きいものとして、14、15ページ下段、6 款地方消費税交付金が約2,300万円の減、16、17ページ、7 款自動車取得税交付金が約1,700万円の減、9 款地方特例交付金が約5,100万円の増、10 款地方交付税が約4,000万円の減など挙げられますが、2 款から11 款までの全体の収入額は約62億9,400万円で、前年度比較で約2,200万円（0.3%）と、わずかな減

少となっております。

なお、14、15ページ、2款3項森林環境譲与税は、町が実施する森林管理、整備に対する財源として、また、16、17ページ、8款1項自動車税環境性能割交付金は、令和元年10月から自動車取得税に替わって自動車税環境性能割が導入されたことにより、そして、9款2項子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育、保育無償化に係る地方負担分として、それぞれ令和元年度に新たに設けられたものでございます。

各交付金のうち、その総額の約9割、また、歳入総額の約半分を占める10款地方交付税でございますが、普通交付税につきましては、平成30年度と比較し、約1,000万円（0.2%）の増となっております。これは、税金など、基準財政収入額がほぼ横ばいであったのに対し、社会福祉費や保健衛生費、公債費等の増額で基準財政需要額が増えたことにより交付基準額が増え、令和元年度が合併算定替えの漸減最終年度であったにもかかわらず、結果として若干増額となったものでございます。また、特別交付税は平成30年度と比較し、約5,000万円（15.4%）の減となっております。これは平成29年度豪雪に対し平成30年度の降雪が少なく、除雪経費の減に対応したものでございます。

続きまして、12款からは、予算額と比較しまして調定額や収入額の差が大きい科目、または収入未済額のある科目を中心に、款ごとに説明させていただきます。18、19ページをご覧ください。

12款分担金及び負担金です。1項1目1節高齢者福祉費負担金の収入未済額マイナス1万3,500円は、収納済みの老人保護施設入所者負担金について、遡って生活保護が開始となった方がおり、その認定が出納整理期間中であったため、還付手続が間に合わなかったものでございます。なお、令和2年度の歳出にて支出し、還付してございます。

次に、13款使用料及び手数料でございます。1項2目2節こども園使用料の収入未済額4万4,750円の内訳でございしますが、こども園使用料の現年度分未納額が1万9,750円で1件分、延長保育料の現年度分未納額が9,000円で、3件分、一時保育料の現年度分未納額が1万6,000円で1件分でございます。同じく、3節放課後児童健全育成事業利用料の収入未済額7,800円は、全額現年度分で3件分でございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

中段、6目1節住宅使用料の不納欠損額15万8,007円は、時効による1件分、収入未済額172万7,800円は、全額過年度分で2件分でございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。

中段の2項2目2節清掃手数料の不納欠損額9万5,000円でございますが、回収不能となったこ

とから、権利放棄の議決を頂いた平成21年度のごみ袋販売手数料1件分でございます。

次に14款国庫支出金でございます。下段の1項1目1節社会福祉費負担金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、プレミアム付商品券販売実績による減でございます。その下、2節障害者福祉費負担金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、障害者自立支援給付事業実績による減でございますが、利用者の体調不良等により、計画どおりの利用とならなかったためでございます。

続きまして、24、25ページをお願いいたします。

2項1目1節総務費補助金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、個人番号カード交付実績による補助金の減でございます。その下、2目1節障害者福祉費補助金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、地域生活支援事業実績におきまして、当初事業費の2分の1の補助額が調整されて減額となったものでございます。下段、5目1節道路新設改良費補助金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、平成30年度からの繰越事業でありました除排雪機械購入実績及び令和2年度に繰り越した歩道整備事業並びに橋梁長寿命化事業分の社会資本整備総合交付金の減でございます。

次に、15款県支出金でございます。28、29ページをお願いいたします。

上段、1項1目2節障害者福祉費負担金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、国庫負担金同様、障害者自立支援給付事業実績による減でございます。

2項2目4節医療給付費補助金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、福祉医療給付実績による減でございます。

30、31ページをご覧ください。

4目2節農業振興費補助金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、園芸メガ団地整備事業費全額1億8,100万円余りを繰越明許費としたことによる補助金の減でございます。下段、4節林業費補助金でございますが、予算額と調定、収入額との差は、七滝山林道整備事業全額約3,500万円を繰越明許費としたことによる補助金の減でございます。

次に、16款財産収入でございます。36、37ページをご覧ください。

中段、2項1目1節不動産売払収入の土地売払収入は、法定外公共物と公園7件分、立木売払収入は、七滝地区、仏沢地区、外阿摩部地区町有林の搬出間伐を売払いしたものでございます。その下、2目1節物品売払収入でございますが、不要となりました排水フリューム等の古材売払い2件分でございます。同じく、3目1節生産物売払収入でございますが、ラベンダーまつり期間中のラベンダー摘み取り料でございます。



次に、17款寄付金でございます。1項1目1節一般寄付金でございますが、備考欄の一般寄付金32万7,699円は、法人1件、他団体2件分からの寄付でございます。2目1節指定寄付金でございますが、ふるさと美郷応援寄付金の件数は294件でございます。平成30年度との比較では、件数では111件の減ですが、寄付額では17万8,000円の増となっております。一番下、指定寄付金でございますが、平成30年度に引き続き、佐々木 毅先生から500万円の寄付を頂いております。佐々木 毅鴻鵠の志育成基金に全額積立てしてございます。

38、39ページをお願いいたします。

地方創生応援寄付金、いわゆる企業版ふるさと納税でございますが、生菓の里美郷構想推進事業及び美郷で定住促進事業に対し、2社から寄付を頂いております。

次に、18款繰入金でございます。1項1目1節振興基金繰入金でございますが、当初予算編成において、地域振興など、ソフト事業の財源として計上しておりましたが、財政状況により繰入れの必要がなくなったため、全額を減額したものでございます。1項2目1節ふるさと美郷子ども育成基金につきましては、児童生徒の教育の充実に関する事業の財源として、平成30年度のふるさと納税の寄付金額を繰入れしたものでございます。2目1節公共施設整備基金繰入金でございますが、平成30年度からの繰越し事業である小中学校の空調整備整備事業の財源の一部として繰り入れたものでございます。予算額と調定、収入額との差は、当該繰越し事業実績による差額分と令和2年度への繰越し事業とした役場庁舎エレベーター改修事業の財源分でございます。その下、4目1節薬用植物栽培推進基金繰入金は、平成29年度の株式会社龍角散からの寄付金により設置した基金から令和元年度分の薬用植物栽培推進事業の財源として繰入れしたものでございます。その下、5目1節減債基金繰入金でございますが、町債の繰上げ償還の財源の一部として繰入れしたものでございます。その下、8目1節百目木一般廃棄物最終処分場閉鎖整備事業基金繰入金でございますが、処分場跡地のフェンス修繕費として繰入れしたものでございます。

次に、19款繰越金は、平成30年度からの繰越金でございます。

次に、20款諸収入でございます。40ページ、41ページをお願いいたします。

3項1目1節奨学資金貸付元利収入の収入未済額389万3,900円の内訳でございますが、現年度分未納額が48万4,000円で4件分、過年度分未納額が340万9,900円で12件分でございます。その下、2目1節高齢者住宅整備資金貸付元利収入の収入未済額の65万9,660円の内訳でございますが、過年度分2件分でございます。

42、43ページをお願いいたします。

5項2目1節給食費の収納未済額128万6,110円の内訳でございますが、学校給食費の現年度分

未納額が85万985円で31件分、過年度分未納額が42万9,485円で7件分、こども園給食代の現年度分未納額が1,040円で1件分、一時保育給食代の過年度分未納額が4,600円で1件分でございます。中段の3目過年度収入は、平成30年度の児童手当及び障害者医療費の確定による国庫負担金でございます。4目雑入でございますが、内訳を備考欄に記載してございます。

46、47ページをご覧ください。

額の大きいものとして、上段、プレミアム付商品券販売収入は、消費税増税の消費者消費喚起のための商品券販売実績によるものでございますが、実績として、3歳未満子育て世帯の世帯主は、100%の218人、住民税非課税者は対象者の約3割、1,304人ございました。その2つ下、株式清算金でございますが、平成31年4月1日あきた美郷づくり株式会社の業務開始に伴い、美郷温泉振興株式会社、株式会社雁の里せんなん、六郷まちづくり株式会社が平成31年3月31日をもって業務終了をいたしました。この3法人の解散に伴う清算金のうち、町に分配された分でございます。内訳といたしまして、美郷温泉振興株式会社440株、1,724万7,614円、株式会社雁の里せんなん、1,060株、4,491万7,072円、六郷まちづくり株式会社、995株、145万8,259円でございます。また、備考欄の最後の行に雑入として45万6,997円としてございますが、これは、広報みさと版縮刷売払い代金や視察受入れ代など、5万円以下の16件分をまとめて計上したものでございます。

次に、21款町債でございます。町債の調定、収入済額の総額は12億2,000万円でございます、平成30年度との比較で約5,300万円の減でございます。これは、かわ舟の里角間川改修事業補助金の減、総合体育館改修事業完了に伴う減などによるものでございます。

また、46、47ページの総務債から48、49ページまでの衛生債までは、目ごとに記載してございますが、町債の内訳といたしましては、過疎対策事業債が4億5,050万円、合併特例債が5億3,750万円、公共施設等適正管理推進事業債が1,100万円、緊急防災・減災事業債が1,280万円、学校教育施設等整備事業債が9,210万円、農業生産基盤整備事業債が1億1,580万円、水道事業一般会計出資債が1,020万円となっております。

予算額に対しまして、調定、収入額が3億7,000万円ほど減額となっておりますが、連携企業拠点整備支援事業、農地集積加速化基盤整備事業、集落間道路整備事業、社会資本橋梁長寿命化対策事業など、9つの事業につきまして、令和2年度への繰越事業としたことによるものでございます。

最後になりますが、48、49ページの下段、歳入合計の欄でございます。予算総額125億9,736万4,000円に対しまして、調定額120億1,047万7,298円、収入済額119億1,430万9,581円、不納欠損額

727万4,142円、収入未済額8,889万3,575円でございます。

なお、平成30年度との比較で、収入済額は5,642万1,536円の減、不納欠損額は4万3,145円の減、収入未済額は239万247円の減でございます。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出について目ごとに説明いたします。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時00分）

---

（午前11時10分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

企画財政課長より歳入説明の訂正があります。

○企画財政課長（高橋 稔君） 20款5項4目雑入の説明、47ページでございます。47ページの一番上のプレミアム付商品券の販売収入の実績の説明で、3歳未満子育て世帯100%、「218人」と説明いたしましたが、正しくは「318人」ですので、訂正お願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（澁谷俊二君） 歳出、議会費から順次説明願います。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、歳出につきましてご説明いたします。50ページ、51ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費でございますが、議会活動、議会運営に関する経費と議員及び議会事務局職員の人件費が主なものでございます。

次に、2目議会広報費でございますが、議会内容や活動状況の周知を目的に、議会広報の「みさと議会だより」を、議会日程を周知するための「みさと議会だより お知らせ版」をそれぞれ4回発行しております。また、議会広報常任委員の研修を実施し、広報編集に関するスキルアップを図っております。

1款議会費の説明は、以上でございます。

続きまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費ございまして、57ページ上段まででございます。こちらは、総務課職員の人件費、全職員の厚生関係経費、文書管理、庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、人事評価制度推進費、職員能力向上事業費などに要した経費を支出しております。人事評価制度推進費につきましては、制度の安定的な定着を目指し、被評価者研修を実施し、161

名の職員が受講してございます。職員能力向上事業につきましては、県及び市町村職員合同研修への参加に加え、改正民法実務対応研修及び法制執務研修を町単独で実施するなど、延べ159名の職員が各種研修を受講してございます。

また、日本航空株式会社との職員派遣研修に係る職員宿舍の借り上げに要する経費も支出してございます。

庁舎管理費につきましては、役場庁舎東側漏水等改修工事を施工したほか、設備の維持管理や修繕等を行ってございます。

1目一般管理費の説明は、以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 56、57ページをお願いいたします。

続きまして、2目行政推進費でございます。本目の主なものは、行政区などに対する支援、合併15周年記念事業、コミュニティセンターの管理、男女共同参画社会の推進、地域公共交通活性化対策及び美郷フェスタの開催に要した経費などでございます。美郷フェスタは、10月26、27日の2日間開催し、約8,700人の方々からご来場頂きました。合併15周年記念事業では、広報みさと縮刷版の発行、記念手提げ袋の全戸配布、「開運！なんでも鑑定団」出張鑑定の開催のほか、11月2日に記念式典と交流事業を秋田県副知事はじめ、多数のご来賓の出席の下開催いたしました。

中段、13節委託料でございますが、住民活動センターの指定管理に要する経費をNPO法人みさぽーとに支出してございます。みさぽーとでは、施設の指定管理とともに、「みさぽーたー」として個人で74名、団体で35団体より登録頂き、学校支援やボランティアコーディネートを実施してございます。15節では、金沢西根コミュニティセンターの外壁の部分補修工事をはじめとしたコミュニティセンターの補修工事や遊具解体工事を実施してございます。下段、19節では乗り合いタクシー運行事業に係る美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金1,172万円あまりを支出してございます。利用状況でございますが、利用者数は、延べ6,190人、平成30年度との比較で167人の減、運行便数は、延べ4,536便で19便の減となっております。その下、路線バス運行維持のため一部県の補助金を財源として1,225万円をバス事業者に補助してございます。一番下でございますが、行政区の活動を円滑に実施していただくために、世帯数に応じた行政区活動支援交付金を交付してございます。

58、59ページをお願いいたします。

行政区等の地域やボランティア団体が実施する行事、イベントに対し、活力ある地域づくり事業費補助金を25団体に交付してございます。また、地域の会館等の改修整備に対する地域活動拠点整備事業費補助金を7団体に交付してございます。

なお、本目内の不用額の主なものでございますが、19節負担金補助及び交付金において、乗り合いタクシーの利用実績による美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金及び活力ある地域づくり事業費補助金、地域活動拠点整備事業費補助金の申請実績によるものなどでございます。

2目行政推進費の説明は、以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きます、3目文書広報費でございますが、広報みさと及び広報みさとお知らせ版の発行経費に加え、町ホームページの管理費などが主なものでございます。令和元年度は、町ホームページのデザイン改修を実施してございます。また、広聴活動事業として行政区との懇談会、座談会を6回開催してございます。

3目文書広報費の説明は、以上でございます。

○会計管理者兼出納室長（奥山智佳等君） 次に、4目会計管理費ですが、会計全般に係る出納事務に要した経費でございます。

以上で、4目会計管理費の説明を終わります。

○総務課長（本間和彦君） 続きます、ページ下段から11ページ中段までの5目財産管理費でございますが、普通財産の管理、町有林の保育管理、行政センターの管理、公用車及び町バスの維持管理及び松・杉並木の管理などに要した経費が主なものでございます。

車両につきましては、町有バス1台、普通乗用車2台及び軽貨物車1台を購入してございます。

町有林の保育事業につきましては、仏沢地区は250メートルの森林作業道の整備と8.7ヘクタールの搬出間伐を、湯尻竜川地区は2ヘクタールの除伐をそれぞれ行ってございます。

行政センター管理費につきましては、2施設について委託管理を継続いたしました。

5目財産管理費の説明は、以上でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きます、下段、6目企画費ですが、62ページ、63ページまででございます。

美郷大使活動事業、ふるさと美郷応援寄付事業、地域間交流事業、協定企業交流事業、定住促進奨励事業に要した経費が主なものでございます。

総務課関連では、美郷大使であります佐々木 毅氏の文化勲章授章祝賀会を令和2年1月29日に秋田県副知事をはじめ、多数のご来賓の出席の下開催しております。

企画財政課関連では、ふるさと美郷応援寄付事業として、令和元年度で294件、額にして1,872万円のご寄付を頂いており、その返礼品に係る経費を支出してございます。

商工観光交流課関連では、地域間交流事業として友好都市や交流自治体のイベントへの参加、特産品の物販や現地視察を行いました。協定企業交流事業につきましては、9月に日本航空株式

会社、株式会社モンベル社員15名を迎え、観光資源創出事業として、真昼山、七滝山登山を実施し、観光資源としての魅力や旅行商品の開発のためのご意見を頂きました。11月には、JAL折り紙飛行機全国大会秋田予選会が総合体育館リリオスで開催されました。翌年2月には、日本航空株式会社社員18名を迎え、紙飛行機教室の開催、いぶりがっこ製造体験などを実施いたしました。

定住促進奨励事業につきましては、19節、上から3番目、定住促進奨励金として44件、1,740万3,400円の交付実績となっております。平成30年度と比較し、9件、399万800円の増となっております。

また、その他といたしまして、友好都市東京都大田区が主催する子どもガーデンパーティへの参加、ふるさと会や地域活性化センターなどの各種団体への負担金等を計上しております。

また、繰越明許費として、株式会社モンベルの秋田美郷店開業が令和2年度になったことから、企業拠点整備支援事業補助金1億円を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上で6目企画費の説明を終わります。

○企画財政課長（高橋 穰君） 7目電子計算費でございますが、電算システムの強化及び維持管理に要した経費、秋田県町村電算システム共同事業組合に対する共同システム利用に係る経費などを支出してございます。

64、65ページの18節備品購入費では、職員用パソコン、業務用パソコンの3か年での更新計画の最終年度で、パソコン111台を購入してございます。

なお、本目内の不用額でございますが、このパソコン等の購入実績のほか、15節の工事請負費において、道路工事等に伴う光ファイバーケーブルの支障移転件数が予定より少なかったことなどによるものでございます。

7目電子計算費の説明は、以上でございます。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、8目交通安全対策費は、交通事故防止に要した費用でございます。

まずは交通事故件数ですが、平成31年、令和元年中の人身事故に関わる交通事故は20件、負傷者25名、亡くなった方2名でございます。平成30年より件数で5件、負傷者5名減少とはなっていますが、亡くなった方2名を出してしまいました。

1節及び9節は、交通指導隊員17名に対する報酬及び費用弁償です。隊員によるパトロールや街頭などの指導などを実施しまして、1人当たり年間40日ほどの出務実績となっております。この目の不用額は、この出務回数が当初予定より少なかったことによります。

11節修繕費、15節工事請負費、18節備品購入費は、カーブミラーの修繕25か所、新設2か所、ミラーの購入10枚分でございます。

19節の負担金補助及び交付金のチャイルドシートの購入補助につきましては、37件分を助成実施しました。

交通安全対策費は、以上でございます。

続きまして、9目防犯対策費は、犯罪防止のために要した費用でございます。公表されております美郷町の平成31年、令和元年中の刑法犯の発生件数は16件でした。平成30年の40件よりは減少しております。

1節の報酬は、防犯指導隊7名、防犯パトロール、祭典等の見回り等を実施し、1人当たり年間27日ほどの出務となっております。12節の需用費の修繕、それから、15節の工事請負費では、防犯灯の修繕等維持管理費や新規に42棟の取付けを実施しております。現在防犯灯は2,835か所、うちLEDやエバーライトへの切替えが2,785か所、交換率としまして98.2%となっております。計画的に防犯灯のLEDの切替えを行ってきたことによりまして、平成27年度、5年前の電気料金と比べますと、光熱費は半分弱となっております。

防犯対策費は、以上でございます。

次の諸費ですが、66、67ページ、上段をお開きください。

10目諸費は、自衛隊家族会等への補助金が主なものでございます。県防衛協会の会費、それから、自衛隊家族会への補助金でございます。この春の美郷町からの入隊者は1名でございました。

諸費は、以上でございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 11目地方創生事業費でございますが、美郷版総合戦略に掲げた4つの基本目標達成に向け、18の事業を実施してございます。

初めに、美郷で定住促進プロジェクトとして、長期インターンシップ事業では、19節中段でございますが、学生の職場研修受入れに対し、3つの企業及び1団体に補助金を交付してございます。受入人数は高校生6名、高等専門学校生1名、大学生16名でございました。その下、不妊不育症治療助成事業では治療を行った8名に対し、費用の一部を助成してございます。

次に、美郷をつくるみさとびと育成プログラム事業として、3小学校における友好都市等との学校間交流事業を支援してございます。また、美郷カレッジを5回開催し、町内外から665名の方々より受講頂いてございます。美郷はたらきびとモデル編集発信事業では、ふるさと教育・キャリア教育支援員1名を配置するとともに、冊子「美郷はたらきびと」を増刷し、中学1年生に配布してございます。中学校においては、2年生による職場体験を、小学校においては、5、6

年生が職場体験する「ミズモの郷キャリアスクール」を町内事業者の協力を得て実施し、ふるさと教育、キャリア教育の充実を図ってございます。

次に、生薬の里美郷構想推進事業では、薬用植物試験栽培と本格出荷に向けた農家への普及拡大の取組を行うとともに、平場の森公園の施設管理を行ってございます。

その他の主な事業といたしまして、起業者等総合支援事業では、弁当調理、宅配事業及び音楽教室の起業者2件に、19節上段でございますが、補助金を交付してございます。

また、防災ラジオ設置事業では、平成30年度に全世帯配置が完了し、FMラジオ放送業務を引き続き委託してございます。これら地方創生事業の財源には、企業版ふるさと納税が一部充当されてございます。

なお、本目内の不用額の主なものは、20節扶助費において、子ども医療助成事業の実績などによるものでございます。

11目地方創生事業費の説明は、以上でございます。

**○税務課長（小田長光仁君）** 続きまして、下段から68、69ページ上段までの2項徴税费1目税務総務費ですが、税務一般に係る事務経費が主なものでございます。

続く2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に係る経費が主なものでございます。

下段、負担金補助及び交付金では、納税貯蓄組合補助金として、144組合に対し補助金を交付しております。

70、71ページをご覧ください。

上段の償還金利子及び割引料の不用額ですが、町税、特に法人町民税の確定申告に伴う還付金の発生に備え、過去5年の平均額を見込み予算計上しておりましたが、実績の減により不用額となったものでございます。

以上で2項徴税费の説明を終わります。

**○住民生活課長（高橋久也君）** 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍及び住民基本台帳の整備等、住民の異動や証明手続、人権啓発活動に要した費用でございます。

まずは、人口の推移ですが、住民基本台帳における美郷町の令和元年度末人口は1万9,225人、男9,083人、女性1万142人、6,628世帯となっております。これを平成30年度末は、1万9,607人でしたので、人口で382人の減となっております。

12節需用費では町内3小学校に「人権の花」運動による花の苗を配布してございます。13節委託料の機器保守は、戸籍システムの保守料でございます。19節負担金補助及び交付金には、人権擁護委員協議会等の負担金を計上しています。現在7人の委員より活躍を頂いております。同じ



欄の地方公共団体情報システム機構交付金は、歳入で計上しております個人番号カード交付事業と連動しまして、番号カードの取得実績を基礎としまして、システムの改修費用などに充てられる交付金でございますが、実績が当初計画より少なかったことに連動しまして、機構へ交付する金額が少なかったため、結果として多くの不用額が発生しております。なお、現在マイナンバーカードを取得されている方は、8月末現在で1,815人、9.2%の取得率でございます。

以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 4項1目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を支出してございます。

2目選挙啓発費でございますが、明るい選挙推進協議会委員の参加報償費等を支出してございます。

3目参議院議員通常選挙及び4目秋田県議会議員一般選挙費でございますが、各選挙に要した経費でございます。なお、県議選につきましては、無投票でございました。

4項選挙費の説明は、以上でございます。

○企画財政課長（高橋 穰君） 続きまして、5項統計調査費でございます。1目統計調査総務費でございますが、調査員の表彰の際に賞状の額及び昼食代を支出してございます。2目基幹統計費でございますが、農林業センサス全国家計構造調査を主として、ほかに工業統計調査、学校基本調査、経済センサス、及び国勢調査、調査区設定に要する経費を支出してございます。

統計調査費の説明は、以上でございます。

○総務課長（本間和彦君） 続きまして、74ページ、75ページ中段の6項1目監査委員費でございますが、監査委員に係る経費、監査等に係る事務経費を支出してございます。毎月の例月現金出納検査、決算審査、定期監査に加え、財政援助団体等監査、公の施設の指定管理者監査及び行政監査等を実施してございます。

6項監査委員費の説明は、以上でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 続きまして、3款民生費をご説明いたします。

74、75ページから76、77ページ上段までの1項1目社会福祉総務費でございますが、生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等、社会福祉に関わる各種団体への補助が主なものでございます。

75ページ下段、7節賃金、備考欄2行目の生活支援相談員賃金でございますが、介護福祉士資格を有する相談員の賃金で、生活困窮者等への生活指導及び就労支援を行ったものでございます。相談件数109件中4件について就労に結びつけております。生活保護は、125世帯、147人となって

おり、平成30年度と比較すると、1人増となっております。

令和元年度は、プレミアム付商品券の販売がございました。7節賃金、備考欄1行目の事務補助員賃金、77ページ上段、11節需用費の印刷製本費、12節役務費、13節委託料の1行目、電算処理委託料、3行目、換金業務委託料、4行目、特定事業者取りまとめ委託料及び14節使用料及び賃借料の1行目、事務機器借上料がプレミアム付商品券に要した費用でございます。

2目障害者福祉費ですが、78、79ページの上段まででございます。こちらは、障害を持った方々が地域で自分らしく暮らすことができるように、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスなど、障害者の支援に要した経費、具体的には障害程度区分認定審査に係る経費、事業所が提供した介護や訓練に係る給付費、相談支援や日常生活用具等の給付事業に係る経費等が主なものでございます。79ページ上段、19節負担金補助及び交付金、備考欄、下から3行目の社会福祉法人補助金でございますが、かわ舟の里外構工事に係る補助金でございます。20節扶助費は、利用される方の身体または心の状況により給付費に影響が出てくるため、不用額が生じております。

続きまして、3目高齢者福祉費ですが、82、83ページ上段まででございます。こちらは、広域で実施している介護保険事業の負担金、敬老会等開催費、中央ふれあい館管理費、介護予防事業及び支援事業に要した経費が主なものでございます。

81ページ上段、11節需用費及び12節役務費は、主に敬老会や金婚式に要した費用で、敬老会には3,042人、金婚式には17組の方々の参加がございました。13節委託料ですが、備考欄の上から6行目、ふれあい安心電話は現在141台設置されております。13節委託料では介護予防及び支援事業を数多く展開しておりますが、高齢者が対象ということで、体調を崩されるなど、身体等の状況により実績に影響が出てくるため不用額が生じております。83ページ上段、15節工事請負費、備考欄下段の施設整備工事でございますが、雁の里老人福祉センターのボイラーが故障し、いきがいデイサービスに支障が生じないよう、急遽工事が必要となり、予備費を充用し、対応いたしました。20節扶助費でございますが、温泉券は2,616人に6万2,784枚を交付しております。そのうち3万1,357枚が利用されており、約49.9%の利用率でございました。また、はり・きゅう・マッサージ券は、992人に1万1,904枚を交付しております。そのうち、2,269枚が利用されており、約19.1%の利用でございました。

4目医療給付費でございますが、84、85ページ上段まででございます。こちらは、福祉医療制度に係る経費、国民健康保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金が主なものでございます。85ページ上段、20節扶助費は、福祉医療費で先に地方創生に計上しております中学生分と町拡大分以外の障害者、母子・父子、乳幼児等2,171人が該当しておりますが、給付が当初の予測を下回

ったため不用額が生じております。28節繰出金でございますが、国民健康保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金で、出産育児一時金及び職員給与費等の実績に伴い不用額が生じております。

2項1目児童福祉総務費でございますが、児童の健全な育成を目指した事業に要した経費が主なものでございます。

みさとこども館の管理運営に関する費用では、15節工事請負費においてこども館屋根塗装修繕工事を実施しております。

2目ひとり親家庭福祉費でございますが、独り親家庭の支援に係るもので、小学校及び中学校を卒業される児童46人に記念品を贈呈した費用でございます。

以上で2目ひとり親家庭福祉費の説明を終わります。

**○教育推進課長（武田浩之君）** 続きまして、3目児童福祉施設費についてご説明します。児童遊園地の管理費及び認定こども園の運営費などが主なものでございます。

初めに、認定こども園の年度末の園児数ですが、570名が在園しておりました。

1節の報酬ですが、こども園の園医、歯科医及び薬剤師の報酬を支出しております。

86ページ、87ページをご覧ください。

7節の賃金ですが、臨時保育教諭や保育補助員、看護師など、こども園の運営に必要な臨時職員の賃金を支出しております。

なお、各園に配置している看護師が令和元年度中に対応した園児数は、延べ513名となっており、園児の健康保持はもとより保護者の安心感を高めることに寄与しております。

88ページ、89ページをご覧ください。

15節の工事請負費ですが、各こども園及び児童遊園地の遊具設置工事、千畑なかよし園及び仙南すこやか園の防犯カメラ設置工事並びに、仙南すこやか園のガス回転釜取替え工事などを実施し、園児の教育・保育環境の充実を図っております。

18節の備品購入費ですが、施設用備品として、各こども園の空気清浄機、園児用座卓、椅子などのほか、給食用備品として、各こども園の給食用食缶、千畑なかよし園のフードスライサー及び仙南すこやか園の保存食用の冷凍庫などを購入しております。

23節の償還金利子及び割引料ですが、広域入所児童に係る平成30年度の交付金の額が確定したことに伴う国、県への返還金でございます。

この目に関する予備費ですが、仙南すこやか園のガス回転釜取替え工事及び仙南すこやか園の保存食用冷凍庫の購入費に充用しております。

また、不用額が多い11節についてですが、光熱水費及び給食賄い材料費などで、各施設の合算による実績でございます。

3目児童福祉施設費の説明は、以上でございます。

続きまして、4目子育て支援費についてご説明します。

子育て支援センター事業や放課後児童クラブ運営費並びに施設の整備に要した経費が主なものでございます。

初めに、未就学園児に対する育児支援として、育児相談や交流事業などを開催し、昨年度は、延べ867組、885名の児童が参加しております。次に、ご家庭の事情で保育ができないときの一時保育事業についてですが、310名の児童が利用しております。次に、就労などで保護者が日中不在となるご家庭の児童を対象とした放課後児童クラブの登録数ですが、最大305名で、年度末には262名が登録しておりました。

1節の報酬ですが、第2期美郷町子ども・子育て支援事業計画策定のため、子ども・子育て会議を開催した際の委員報酬となります。

90ページ、91ページをご覧ください。

15節の工事請負費ですが、仙南っ子児童クラブの空調機器工事や照明交換工事などを実施しております。

20節の扶助費のうち、子育てファミリー支援事業助成ですが、育児用品の購入費など、16世帯に助成しております。その下の子育てのための施設等給付費ですが、幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育所入所者1名に給付しております。

23節の償還金利子及び割引料ですが、放課後児童クラブ運営に係る平成30年度子ども・子育て支援交付金の額が確定したことに伴う国への返還金でございます。

4目子育て支援費の説明は、以上でございます。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 5目児童措置費でございますが、児童手当支給に係る経費でございます。3歳未満に1万5,000円、3歳から小学生までの第1子と第2子に1万円、第3子以降には1万5,000円、中学生に1万円、所得制限を超える保護者の児童には5,000円を、延べ2万811人に支給しております。

以上で5目児童措置費の説明を終わります。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3項1目災害対策費は、災害に遭われた方への見舞金であります。

扶助費9万円は、落雷により住宅火災に対して見舞金1件をお渡ししております。

3款は以上です。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 続きまして、94、95ページ上段までございます。4款1項1目保健衛生総務費でございますが、保健センターの管理費のほか、食生活改善、心の健康づくりなどのセルフケア推進事業及び健康対策に係る各種団体への補助等に要した経費が主なものでございます。

93ページ、9節旅費、12節役務費、13節委託料、18節備品購入費及び95ページ中ほどの27節公課費につきましては、子育て世帯包括支援センター開設に伴う費用も含まれております。

93ページ下段の15節工事請負費、備考欄、上から1行目と2行目にございます工事は、保健センターの非常時発電設備設置工事と冷暖房設備改修工事でございます。

95ページ上段、19節負担金補助及び交付金の備考欄、上から3行目にございます特定不妊治療費補助は、3人の方に助成しております。20節扶助費でございますが、未熟児の療育医療給付費で4人のお子さんの支援をいたしました。

2目予防費でございますが、96、97ページ上段までございます。予防接種、各種がん検診、乳幼児健診、妊婦健診等に要した費用でございます。95ページ下段、13節委託料の備考欄上から2行目にございます予防接種委託料には、各種予防接種のほか、風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査、予防接種費用に係る経費が含まれております。対象者数1,916人中、抗体検査を受けた方は508人、率にして26.5%、その中で抗体が基準に達していないため予防接種を受けた方は138人で、対象者の70.1%の接種率でございました。同欄一番下にございます総合健診、いわゆる各種がん検診につきましては、肺がんと前立腺がんが受診率50%を上回りました。

以上で2目予防費の説明を終わります。

○住民生活課長（高橋久也君） 続きまして、3目環境衛生費は、不法投棄、墓地の管理、水環境の啓発など、環境施策に要した費用でございます。

8節報償費では、不法投棄監視員7名によるパトロールに要した費用でございます。11節需用費は、水環境マイスター養成講座等を開催しまして、2名の新規受講者がおりまして、現在47名をマイスターとして登録しております。また、水環境保持のため、清掃活動などを実施しております。

13節委託料では、川などにおける放流水などの水質検査を7か所実施しております。墓地は、町内に7か所、1,025区画の墓地の管理を継続しております。

19節では、広域斎場負担金、それから、斎場使用に係る負担金でございます。

環境衛生費は、以上でございます。

続きまして、2項1目清掃費でございますが、ごみの減量化対策に要した費用でございます。

次の98、99ページ上段から13節委託料からご覧ください。

委託料には、各収集等に要した費用を記載しております。2行目のごみ収集業務委託料は、地域での家庭ごみの収集運搬が主なものです。令和元年度のごみ総搬入量は6,881トン、平成30年度より62トン減少しております。ここ8年間ぐらいは、およそこの6,800トンから6,900トン前後で推移して、横ばいになっているというふうな状況でございます。地域のごみ収集所での収集は、減少傾向にございますが、ごみ処理センターへの直接搬入が大幅に増加しております。また、一時事業系のごみが増加しておりましたが、これも横ばい傾向にあります。

しかしながら、人口が減少していることから、収集量を人口で除しますと、1人当たりの1日のごみ搬入量は946グラムとなり、5年前の900グラムと比較しますと増加傾向にあります。

古布等の回収量は、年4回実施しまして、4回実施で16.9トン、前年度とほぼ同じ。小型家電は、2.3トンで、0.5トンの増となっております。

19節の負担金補助及び交付金中、ごみ集積所設置への補助は、9行政区11基分、生ごみ処理器（コンポスト）の購入補助は3件の実績でございました。資源ごみ集団回収促進費助成は、3団体でございます。不用額は、ごみの収集実績によるものです。

清掃費は、以上でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、3項1目水道費ですが、19節は、本堂城回簡易水道組合の水質検査に対する補助金です。28節は、水道事業会計への繰出金です。

4款の説明は、以上です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、5款1項1目労働諸費ですが、100、101ページ上段まででございます。主な事業といたしまして、就労者支援事業、美郷町技能功労者表彰事業に要するものでございます。

就労者支援事業につきましては、出稼ぎ者の健康診断委託、出稼ぎ傷害保険金掛金の負担、令和元年度出稼ぎ者数は33人となっております。

19節負担金補助及び交付金の下から2番目、資格取得サポート事業補助金ですが、60歳未満の求職者の資格取得のための受講に対し6件、18万7,000円を補助してございます。下段、職業訓練等支援事業費補助金ですが、職業訓練団体が主催する講習会の受講に対し72件、76万9,000円を補助しております。

次のページ、100ページ、101ページをお願いいたします。

2目雇用対策費19節負担金補助及び交付金の正規雇用者育成支援助成金ですが、新卒者の町民

3人を正規雇用した3事業所に対し90万円を交付しております。

以上で5款の説明を終わります。

○**農業委員会事務局長（大澤 修君）** 続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、農地の権利移動、貸借に関する事務、農業者年金の取扱いに関する事務、機構集積支援事業に要した経費でございます。主なものとしましては、農業委員及び職員の各種研修会等への参加経費、農地法等に関する追録代等のほか、令和元年度におきましては、将来の農業意向に関するアンケート回収経費、農地台帳情報更新のため、住民基本台帳と固定資産課税台帳からデータを反映させるためのアプリ作成委託料を支出してございます。

以上で1目農業委員会費の説明を終わります。

○**農政課長（高橋 勉君）** 続きまして、2目農業総務費であります。同ページ下段から102、103ページをお願いいたします。

農政課職員の人件費のほか、農政課管理の公用車1台分の経費が主なものでございます。

2目農業総務費は、以上でございます。

次に、102ページ中段から105ページ中段までをお願いいたします。

3目農業振興費であります。国費による経営所得安定対策事業や県費を活用した農林漁業振興対策支援事業など、負担金補助等が主なものでございます。翌年度繰越額につきましては、園芸メガ団地整備事業費補助金でありまして、国及び県において繰越しとなったことによるもので、不用額は、実績によるものでございます。

具体的内容につきましては、初めに、1節の鳥獣被害対策実施隊報酬は隊員29名へのもので、昨年度に比べ1名増でございます。9節の費用弁償は、熊のおり設置等への隊員の出勤に対するもので、延べ330回あり、捕獲した熊は17頭でございました。19節の負担金補助及び交付金につきましては、主なもので、上から5段目の農林漁業振興対策支援事業費補助金は、経営の複合化や新規就農等に必要な機械施設等の導入を総合的に支援するもので、11件の交付となっております。その下の経営所得安定対策推進事業費補助金につきましては、国からの補助金を町地域農業再生協議会へ交付し、経営所得安定対策関連事業を展開しております。

なお、元年度直接農業者へ支払われました水田活用の直接支払交付金等は、合計でおよそ7億4,700万円となっております。

次のページのしいたけ生産施設等整備事業費補助金は、県のしいたけ販売三冠王獲得事業により、菌床しいたけ生産関連施設のメガ団地整備に対する支援で、1法人に対し交付しております。中段、認定農業者支援事業補助金は、町単独事業で、生産力強化と産地化を図ることとし、認定

農業者に対する機械施設等の導入を支援するもので、8件に交付しております。

3目農業振興費は、以上でございます。

続きまして、4目美郷ブランド確立費であります。

19節美郷ブランドゆうき応援事業補助金ですが、特別栽培米の栽培に当たり、町の堆肥センターで生産された堆肥「美郷の大地」を施用した場合、その購入費に対する助成でございます。その下、美郷振興作物応援事業補助金は、美郷ブランド品目や振興野菜、農畜産加工品の出荷販売に対する補助で、対象となる販売額はおよそ5億5,600円余りとなっております。

不用額の主なものは、美郷振興作物応援事業補助金で、補助申請が年度末に至ったことによるものでございます。

4目美郷ブランド確立費は、以上でございます。

続きまして、5目担い手対策費でございます。担い手や新規就農者、法人育成の支援対策事業に要した経費が主なものでございます。

新規就農者支援では、新規就農者3名に農業次世代人材投資資金を、また、県の農業試験場で研修を行っている新規就農希望者1名に対し、農業研修費補助金を交付し支援を行い、次世代の就農意欲の喚起を図っております。

法人育成支援対策事業では、法人を設立した2経営体に対し農地所有適格法人育成事業補助金にて助成を行い、また、設立間もない農業生産法人の円滑な運営のため、会計事務等、専門家へ依頼する経費に対する支援として、農地所有適格法人運営支援事業補助金を4法人へ交付しております。

担い手支援の主なものは、農地中間管理機構に関わるもので、106、107ページをお願いいたします。

機構に農地を貸した農家に対し、機構集積協力金を交付しております。その内訳は、経営の転換やリタイアされた方に支払われる経営転換協力金が40戸の農家、61.06ヘクタールの貸付けで915万9,000円となっております。23節の機構集積集積金返還金は、農地中間管理機構を通じて利用権設定の上離農し、機構集積協力金の交付を受けた方が諸事情により、利用権設定を合意解約したため、機構集積協力金の返還義務が生じたためのものでございます。不用額につきましては、実績によるものでございます。

5目担い手対策費は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後0時00分）



---

(午後1時00分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

6款1項6目から説明願います。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 106ページ、107ページをお願いいたします。

6目農業振興施設管理費ですが、道の駅雁の里せんなん、手づくり工房湧子ちゃん、あったか山生産物直売所、ニテコ名水庵等の施設管理に係る経費及び道の駅本体や駐車場の整備に係る支出が主なものでございます。

11節修繕料は、道の駅浄化槽のポンプ修繕を実施したほか、湧子ちゃんサイダー製造設備修繕では、速やかにサイダー製造ラインを復旧させるため、修繕料の一部、3万9,000円を予備費充用しております。

13節委託料は、各施設の管理委託料、道の駅駐車場を国と交換し、登記するための委託料、道の駅改修工事の設計委託料が主なものでございます。

15節の工事請負費の舗装工事は、国から交換を受けた駐車場部分、緑地帯部分の整備費用、解体工事は、道の駅西側トイレ棟の解体工事費用でございます。

また、繰越明許費として、既存の道の駅看板について改修予定でございましたが、株式会社モンベルの秋田美郷店開業が令和2年度になったことから、翌年度に繰り越したものでございます。

以上で6目の説明を終わります。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、106ページ下段から109ページの中段までをお願いいたします。

7目畜産業費についてご説明いたします。アクティセンターや堆肥センターの施設運営及び維持管理に係る経費と町の畜産振興に要する経費が主なものでございます。

町では、引き続き株式会社美郷の大地を指定管理者とし、アクティセンターと堆肥センターの施設管理を委託しており、指定管理料として109ページ、13節でアクティセンター分を支出しております。堆肥センターでは、令和元年度5,634立米の堆肥を販売し、環境保全循環型農業に貢献しております。

11節修繕料は、堆肥センター内にあります発酵装置の部品交換やアクティセンターの屋根修繕などがあります。

15節工事請負費は、堆肥センターにプレハブ事務所を増築したほか、製品貯蔵ハウス内に側溝を敷設したものでございます。

18節の車両購入費は、堆肥運搬車1台でございます。

19節負担金補助及び交付金では、優良牛導入に対する補助並びに家畜防疫事業に対する補助等で、町の畜産振興を図っております。大規模肉用牛団地整備事業費補助金につきましては、大仙・仙北・美郷地域畜産クラスター協議会が事業実施主体となって行う町内畜産農家1戸を対象とした牛舎建築への補助でございます。

不用額につきましては、修繕料の実績によるものと大規模肉用牛団地整備事業の実績によるものが主なものでございます。

7目畜産業費は、以上でございます。

続きまして、108ページ下段から111ページ下段までをお願いいたします。

8目農村整備費ですが、圃場整備事業に関する経費、団体営事業負担金、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域直接支払交付金事業のほか、農村公園等30か所の管理委託費、農業集落排水事業特別会計への繰出金が主なものでございます。

111ページ、19節の上段にあります多面的機能支払交付金事業では、20組織で合計約4,984ヘクタールの農地を対象に事業に取り組み、また、中山間地域等直接支払交付金事業では、3地域、合計約39ヘクタールの農地を対象に事業に取り組みしております。中段の県営基盤整備事業費負担金であります。令和元年度は、金沢地区はダムのしゅんせつや用排水路等の整備を行い、畑屋中央地区は、面工事及び暗渠排水工事、測量設計を実施しております。元年度事業採択となりました鑓田南谷地地区は、次年度以降の面工事に向けた測量設計を行っております。

23節の多面的機能支払交付金返還金は、県の指導によりまして、平成30年度で5年ごとの活動期間が終了したことにより、町に31組織あるうち、5つの組織で使途の見込みのない残額につきまして返還が発生したことによるものでございます。

28節は、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

繰越明許費は、県営基盤整備事業費負担金で、工事内容の変更により、金沢地区で事業費2億4,000万円分、工事内容の変更や国の補正による事業費の追加で、畑屋中央地区で事業費14億1,000万円分、鑓田南谷地地区で3億2,100万円分につきましては、年度内完了が見込めないことから、県において翌年度に繰越したことによります町負担分でございます。

8目農村整備費は、以上でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 9目農観連携交流促進施設整備事業費でございますが、平成28年度より整備を進めておりました佐藤家蔵移築工事に要する経費が主なものであり、令和元年度において事業を完了してございます。

また、平成30年度に完成いたしました坂本東嶽邸のオープニングを令和元年6月1日に、佐藤家蔵「飛翔館」竣工記念セレモニーを同年9月1日に開催し、坂本東嶽邸につきましては、観覧者施設使用人数の合計が平成30年度と比べ31.5%増の2,637人となっております。飛翔館につきましては、9月からの供用ではありましたが、1,666人の使用実績となっております。

農業と観光が連携した交流活動を行うための拠点施設として、今後も利用促進を図ってまいります。

以上で1項農業費の説明を終わります。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、112ページ中段から115ページ上段までをお願いいたします。

2項1目林業費でございますが、113ページ中段、13節委託料は、森林経営管理制度業務委託料において、森林経営管理についての意向調査を行い、測量調査委託料では、流域育成林整備事業、七滝山線森林管理道開設工事の測量設計業務を実施したほか、七滝水の森植樹事業委託料により、七滝山でのブナの植樹、豊かな里山林整備事業により、熊などの野生動物とのすみ分けを図るための緩衝帯の整備などを行っております。

15節林道整備工事は、国、県補助を受け行う流域育成林整備事業、七滝山線森林管理道開設工事で、元年度の事業量は、延長500メートル、幅員4メートルであります。

13節及び15節の繰越明許費は、国、県補助を受け行う七滝山線森林管理道開設工事で、降雪によりコンクリート路面工の施工が困難となり、事業の年度内完了が見込めず、設計監理委託料と工事請負費を繰越したことによるものでございます。

19節の緑の募金協力団体助成金につきましては、募金協力団体へ交付するもので、令和元年度の募金実績が72万2,083円で、そのおおよそ65%相当となっております。

林業トプランナー養成研修等支援事業費補助金は、県林業研究研修センターでの林業技術者養成研修に係る受講料を補助するもので、町内からの研修生1名に対するものでございます。

6款農林水産業費は、以上でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、同じく114ページ、115ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費ですが、ふるさと大使5名分の関連経費、秋田朝日放送のCM大賞作成経費、シルバー人材センター支援事業補助金が主なものです。

13節で登記事務委託料を支払っておりますが、六郷温泉あつたか山の源泉地の登記について、町に共有者の持ち分が移転し、町単独所有となったため、登記の変更に要した経費でございます。

速やかに所有権移転登記を完了するため、予備費を充用して対応させていただきました。

以上で1目総務費の説明を終わります。

次の下段2目商工振興費ですが、主なものは、まちなかエリア活性化推進事業、商工業活性化支援に係る経費、中小企業支援に係る経費でございます。

116ページ、117ページをお願いいたします。

まちなかエリア活性化推進事業では、19節中ほどのまちなかエリア活性化促進事業補助金として、3事業者に対し872万3,000円を交付しております。内訳といたしましては、大規模にぎわいスペース活用事業として、六郷地区中心部の大型空き店舗物件の改装に553万2,000円、にぎわいスペース活用事業により、同施設のテナントとして入居する事業者に対し、内部改装費及び備品購入費として200万円、その他六郷地区のまちなかエリア内において空き店舗を改装し、事業所を開設した事業者に対し119万1,000円を交付しております。

商工業活性化支援では、美郷町商工会の人件費、産学連携、創業塾部会開催等に対し、19節、上から1番目から4番目まで、合計887万2,000円を交付しております。同じく、19節、一番下の海外ビジネス推進事業補助金ですが、海外の展示会等への出展経費や旅費、外国語パンフレット等の作成に対し補助するものですが、町内2事業者が3回海外の展示会に出展しております。中小企業支援では、19節中ほど、上から9番目でございますが、中小企業振興資金保証料補給等補助金として、中小企業が融資を受けた際に保証料を1,088万6,343円、利子補給を820万7,777円交付しております。

不用額が411万5,000円余りとなっておりますが、うち200万円は、まちなかエリア内に新店を予定していた事業者が令和2年度に出店することになったため、予算残が生じたものです。

その他の200万円余りについては、中小企業振興資金保証料補給等補助金及び海外ビジネス推進事業補助金等について、当初見込みに比べ実績の減少が主な理由でございます。

続きまして、116ページ、117ページ下段から120ページ、121ページ上段までの3目観光費は、大台野広場、雁の里山本公園などの施設管理、清水周辺環境の管理、ラベンダーまつり開催事業、滞在型観光推進事業、観光拠点施設の指定管理料等が主なものでございます。

118ページ、119ページをお願いいたします。

13節委託料の一番上、施設管理委託料として、ラベンダーの植栽と管理について業務委託しております。令和元年度のラベンダーまつり期間中の入場者数は、5万6,500人で、前年度と比べ入場者数は2万3,000人減少しております。これは、天候不順とラベンダーまつり開催日数が8日間短くなったことが原因と考えております。

中ほど、上から10番目の公園等管理委託料は、大台野広場、雁の里山本公園、かまくら畑観光案内休憩広場の管理に関する委託料でございます。

15節工事請負費では、給排水冷暖房衛生設備工事として、名水市場湧太郎の空調設備改修工事を実施いたしました。また、1つ置いて施設改修工事では、観光案内休憩所のトイレ改修工事を実施しております。

19節負担金補助及び交付金の一番上、清水周辺環境保全モデル地区補助金として、清水等の環境保全活動を実施している地域住民で構成されている10団体に対し補助金を交付しております。

予備費充用でございますが、11節需用費、修繕費において、公衆トイレの便器を速やかに修繕したく充用したものです。

また、12節役務費、手数料において、美郷のミズモの商標登録について、商標権登録料を振り込んだ日から効力が発生する旨の連絡があり、速やかに効力を発生させるため、予備費充用し、登録料を支払ったものでございます。

続きまして、次の4目温泉施設費ですが、温泉運営費として町内3温泉施設の修繕、整備、源泉に係る管理経費が主なものでございます。

11節需用費、修繕料では、千畑温泉サンアールでボイラー修繕、六郷温泉あったか山は、配管の漏水修繕、湯とびあ雁の里温泉は、温水ポンプ修繕が主なものとなっております。

15節工事請負費では、千畑温泉サンアールは源泉の揚湯設備改修工事、六郷温泉あったか山は、保養館屋根塗装工事、湯とびあ雁の里温泉は、飲料水の送水管及び温泉の引湯管の布設替え工事を実施しております。

また、予備費を充用し、湯とびあ雁の里温泉サウナ取替え工事と六郷温泉あったか山給排水設備改修工事を実施しております。湯とびあ雁の里温泉サウナ取替え工事では、利用者の多いサウナ風呂について、早急に工事に着手するため、予備費を充用させていただきました。六郷温泉あったか山の給排水設備改修工事では、コテージへの送水ポンプの故障及びボイラーと給水管の漏水が発生し、同じく、早急に工事に着手するため、予備費を充用させていただきました。

18節備品購入費ですが、サンアールで使用する除雪機を購入したものでございます。

以上で7款の説明を終わります。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、8款土木費でございます。事業概要につきましては、決算に関する説明書124ページから138ページとなりますので、併せてご覧願います。

8款1項1目土木総務費では、2節から4節までは建設課職員の給与、手当等を支出し、11節から19節まで、涵養池管理に要した経費を支出しております。

122ページ、123ページをお開きください。

15節では、涵養池の注入口の側溝改修を行ったもので、19節は涵養池へ水を供給した分の水利費負担金でございます。

続きまして、2項1目道路橋梁総務費です。13節委託料では、道路境界不明確箇所の測量及び分筆登記並びに道路整備に伴う道路台帳整備の補正を行いました。19節では各種建設事業の円滑な推進、国道13号整備促進活動に関する負担金を支出しております。

続きまして、2目道路維持費です。除排雪費、除雪機械整備、道路維持補修に要した経費が主なものでございます。除排雪につきましては、一斉出動回数が延べ11回、経費としまして1億7,300万円となり、前年度と比較し、出動回数20回の減、経費では1億200万円の減となりました。

11節需用費の消耗品費は、除雪用スタッドレスタイヤやエッジ、チェーン等の購入、光熱水費は、除雪センターの電気、ガス代、修繕料は、除雪車59台の整備費用です。

124ページ、125ページをお開きください。

12節通信運搬費は電話料、手数料は車検手数料やタイヤの入替え手数料です。自動車損害保険料は、28台分です。

13節施設管理委託料は、六郷地区中央通り線消雪井戸洗浄業務、道路維持作業委託料は、道路側溝清掃、道路敷地内の草刈り、樹木の剪定や伐木処分等、47件発注しております。道路除雪委託料は、町内業者等29団体に委託したものです。また、除雪委託契約におきましては、100時間の出動保証を規定しておりましたが、稼働実績では平均64.75時間となり、差引き35.25時間分、53台分で1,908万円を支出しております。

14節排雪用車両借上料は、2トントラックを冬期間借り上げ、中央除雪センターに配置したものです。

15節工事請負費では、舗装補修や不具合のあるガードレールなどの修繕、道路側溝の補修等67件実施いたしました。また、消えかかった外側線やセンターラインなどの路面標示工事を実施しております。舗装工事につきましては、雪解け後の穴凹の補修を全域で、また、経年劣化して割れた舗装の打ち替えやマンホール周りの補修等を21件実施しております。

16節原材料費での工事材料費とは側溝用の蓋や転落防止用のパイプなどで、補修用資材とは舗装補修用常温合材や砕石などで、いずれも役場職員により危険箇所に設置または穴埋め補修したものでございます。

18節の車両購入費では、道路パトロール車として普通バン1台を購入しております。除雪機械としまして、30年度繰越予算にて除雪ドーザー14トン級1台を南除雪センターへ、元年度予算で

4メートル級除雪グレーダー1台を中央除雪センターへそれぞれ配備いたしました。

22節の補償金ですが、舗装穴凹によるタイヤパンクが発生し、車両損壊賠償金等、2件分でございます。

不用額の主な内容でございますが、除雪運転手賃金、燃料費、道路除雪委託料に不用額が生じたものでございます。

また、18節では、除雪機械購入に伴う請負差額によるものです。

続きまして、3目道路新設改良費でございます。126ページ、127ページをお願いいたします。

13節委託料としまして、道路用地買収に伴う登記事務、道路拡幅に伴う測量調査8件、橋梁補修のための調査8件を実施しました。繰越明許につきましては、歩道整備工事において、用地交渉において年度内完了が困難となったためです。

15節では、主な工事としまして一般土木工事29件、舗装工事34件、歩道工事1件、橋梁補修7橋を実施しております。うち、翌年度へ繰り越したものは、道路改良が3件、舗装工事1件、歩道工事1件、橋梁補修工事3件でございます。

繰越明許の主な理由としましては、用地買収に伴う相続登記または支障となる作業小屋の移転に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったためです。

以下、17節、22節も同様の理由でございます。

17節では、土地購入費としまして、所有者10名から1,192平方メートル分を購入しております。

18節の備品購入費ですが、工事積算システムのサーバーを購入したものでございます。

22節補償金ですが、道路拡幅に支障となる電柱、電話柱の移転補償でございます。

続きまして、3項1目河川総務費でございます。

13節委託料では、町内にあります河川愛護団体3団体に河川管理業務を委託したものです。

15節工事請負費では、5つの河川の護岸や川底の補修、伐木やしゅんせつを実施いたしました。

19節では、河川事業の円滑な推進に要する各種負担金及び流雪溝維持管理費の負担金を支出しております。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。都市計画に必要な負担金を19節にて支出しております。

続きまして、2目都市公園費でございます。安楽寺にあります中央公園など、13カ所の公園の維持管理に要したものです。

128ページ、129ページをお開きください。

11節需用費の光熱水費は、街灯などの電気料及び水飲み場の水道料、修繕料は遊具などの修繕

費、12節はトイレくみ取料、13節の施設管理として、南運動公園相撲場仮設屋根設置、設備保守点検では、遊具の安全点検を行っております。公園施設管理として、13か所ある公園の草刈りや立木の剪定、トイレ管理を委託いたしました。

続きまして、5項1目下水道費でございます。

19節で合併浄化槽設置者への支援として47基分の補助金、それから、水質環境保全といたしまして、法定検査費用相当額を1,588人の浄化槽所有者に対し交付しております。

28節は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、6項1目住宅管理費でございます。耐震診断改修、住宅リフォームのほか、町内13団地189戸の公営住宅の維持管理、修繕、除雪に要した経費を支出しております。11節の修繕料は、町営住宅の老朽化に伴い、水道管の漏水やボイラーの故障による交換等160件を修繕行いました。

12節の水道検査手数料は、六郷地区の町営住宅が井戸であるため、定期的に検査をしているものです。

13節の施設管理委託料は、ただいま説明いたしました井戸の洗浄や集合住宅の配水管の洗浄が主なものです。調査委託料ですが、個人所有住宅の耐震診断1件分を委託しております。

15節の機械器具設備工事は、火災報知機の交換工事で、3年間計画の2年目となります。防水工事は、熊野住宅1号棟の屋根防水工事でございます。

130ページ、131ページをお開きください。

施設修繕工事につきましては、飯詰駅前住宅2棟の屋根の修繕と熊野住宅のポンプ故障による更新費用でございます。

19節住宅リフォーム補助金につきましては、44件の補助金を交付したもので、これにより受注した町内建築業者におきましては、5,500万円の経済効果があったものでございます。

以上で8款の説明を終わります。

○**住民生活課長（高橋久也君）** 続きまして、9款1項1日常備消防費ですが、これは、大曲仙北広域市町村圏組合への消防費関係の負担金が主なものでございます。

次の2目非常備消防費でございますが、消防団員の出務、装備、消火活動に要する費用や消防訓練体験に要する費用が主なものでございます。消防団の体制は、元年度末で9分団、団員346名、機能別団員18名となっております。平成31年、令和元年中の火災は17件となり、平成30年の10件を大きく上回ってしまいました。幸いにも負傷者はございませんでした。

不用額は、消防団員の活動に係る支出が主なもので、火災や災害時の出務回数による実績によ



るものでございます。

続きまして、次の132、133ページをお願いいたします。

3目水防費は、水防団の活動に要した費用でございます。これまでの大雨を教訓に、水防活動に備えた予算を計上しております。令和元年度中は、2回の警戒体制を敷きましたが、幸いにも大事には至らず、実績としまして出務に対する費用弁償など、各節に不用額として残っております。

次の4目は、災害対策に要した費用でございます。令和元年度の主な災害は、6月18日の山形県沖地震、それから、8月10日明け方の大雨と落雷による火災が発生、1軒が全焼したこと、それから、10月12日には台風19号が近づいたことにより、警戒部を設置したこと。この3回の警戒体制を敷くとともに、それぞれの災害への対応をしております。これによりまして、3節の時間外勤務手当は、災害時における自主避難所開設に伴う職員の時間外勤務分、11節需用費の消耗品では、食料品や液体ミルクなどの備蓄品の更新に要した費用でございます。

13節委託料は、防災行政無線の保守点検の実施や、空き家対策に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金では、自主防災組織への助成金としまして、笹巻自主防災組織へ助成しております。危険空き家の解体助成金は、4件に対して解体費を助成しております。

続きまして、134、135ページをお願いいたします。

5目消防施設費ですが、消防活動に対する資機材などに要する費用でございます。11節需用費の消耗品では、防風ネットやホースの購入、燃料や修繕は、小型ポンプ積載車32台の燃料費、それから13台分の車検料などの管理費用、13節委託料は、防火水道管閉鎖のための設計委託料でございます。

15節の工事請負費は、六郷地区の防火水道管が完成したことによりまして、町部の古い防火水道管の閉鎖工事を実施したものでございます。

18節では、年次計画で進めております小型ポンプ3台分の更新分でございます。令和5年度をもって全28台が更新する予定でございます。

不用額は、積載車等の修繕の実績によるものが主なものでございます。

9款消費費は、以上でございます。

○教育推進課長（武田浩之君） 続きまして、10項1目教育委員会費ですが、教育委員の報酬及び費用弁償などが主なものでございます。

2目事務局費ですが、教育委員会の事務に要した費用で、人件費や各委員への報償費、保険料及び各種団体の負担金などが主なものでございます。

136ページ、137ページをご覧ください。

3目教育助成費についてご説明します。初めに、美郷中学校とタイ王国アニューラチャプラシット校との相互訪問交流についてですが、昨年度は、美郷中学生12名がタイ王国を訪問し、タイ王国からは12名の中学生が来町し、ホームステイや文化に触れる体験事業などを通して交流を深めております。このほか、秋田大学や国際教養大学との相互交流、要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助、奨学資金事業などを実施しております。

7節の賃金ですが、特別な支援を要する子供に寄り添い、教員を補助する学校生活支援員19名を配置したほか、小学校の英語教育必修化に向けて、英語教育等支援員1名を配置しております。

11節の需用費ですが、情報端末などの電子メディアの適切な使用に関する「ノー電子メディアチャレンジデー」リーフレット及び家庭学習の手引の印刷製本、並びに新聞活用教育推進に係る費用を支出しております。

13節の委託料ですが、通学通園等郊外活動に使用するスクールバス、夏期15台、冬期17台の運行事業のほか、138ページ、139ページのほうに移りまして、子供の感性、創造力を育むことを目的とした「ドリーム体験！ほんもの講座」の開催、ALTの業務委託費、タイ王国と中学生交流事業に係る委託費、小学生を対象にした宿泊体験活動及び交流会活動に係る委託費が主なものでございます。

19節の負担金補助及び交付金のうち、タイ王国中学生交流事業補助金ですが、12名の生徒に補助しております。

20節の扶助費ですが、要保護5名、準要保護103名の児童生徒に就学援助費を支給しております。

21節の貸付金ですが、新規5名、継続17名の学生に対し奨学資金を貸与しております。

続きまして、2項1目の学校管理費ですが、小学校の施設管理及び環境整備に要した費用が主なものでございます。

初めに、3小学校の年度末の児童数ですが、750名が在籍しておりました。1節の報酬ですが、3小学校の学校医、歯科医及び薬剤師などの報酬を支出しております。

140ページ、141ページをご覧ください。

13節委託料のうち、設計監理委託料ですが、前年度からの繰越事業として、3小学校の空調設備整備事業に係る設計監理及び工事管理委託料を支出しております。

15節工事請負費ですが、同様に、前年度からの繰越事業として、3小学校の空調設備設置工事を実施したほか、六郷小学校野球場フェンス改修工事、千畑小学校深井戸水中ポンプ改修工事及び仙南小学校教室床改修工事などを実施しました。なお、千畑小学校プール改修工事につきまし

ては、繰越明許費として、令和2年度に繰越しをしております。

18節の備品購入費ですが、児童用タブレット型パソコン、電子黒板及び実物投影機などを各小学校に導入し、教育環境の充実に努めております。

この目に関する予備費ですが、千畑小学校の深井戸水中ポンプの故障による工事請負費に充用しております。

また、不用額が多い15節についてですが、前年度からの繰越事業として実施いたしました3小学校の空調設備設置工事の請負差額が主なものでございます。

続きまして、2目教育振興費ですが、総合学習や学校行事などに要した経費が主なものでございます。

初めに、大小島真木氏による壁画制作ですが、昨年度は、六郷小学校において壁画を製作頂き、その費用を13節の委託料から支出しております。これをもちまして、町内の小中学校において壁画製作が完成しております。

142ページ、143ページをご覧ください。

19節の負担金補助及び交付金のうち、児童派遣費等補助金ですが、小学校バンドフェスティバルや陸上競技など、19件分を補助しております。

2項の小学校費の説明は以上でございます。

続きまして、3項1目の学校管理費ですが、中学校の施設管理及び環境整備に要した経費が主なものでございます。

初めに、年度末の生徒数ですが、452名が在籍しておりました。

1節の報酬ですが、学校医、歯科医及び薬剤師の報酬を支出しております。

13節の委託料のうち、設計監理委託料ですが、前年度からの繰越事業として、空調設備整備事業に係る設計監理及び工事管理委託料を支出しております。

144ページ、145ページをご覧ください。

15節の工事請負費ですが、同様に、前年度からの繰越事業として、空調設備設置工事を実施したほか、体育館及びセミナーハウスの屋根改修工事、エレベーター改修工事並びに、グリーンベルト区画線設置工事などを実施しました。

18節の備品購入費ですが、生徒用タブレット型パソコン及び電子黒板などを購入しております。

また、不用額が多い15節についてですが、前年度からの繰越事業として実施いたしました空調設備設置工事の請負差額が主なものでございます。

続きまして、2目教育振興費ですが、中学校の総合学習や学校行事などに要した経費が主なも

のでございます。

19節負担金補助及び交付金のうち、生徒派遣費等補助ですが、スポーツ大会など、55件分を補助しております。

3項中学校費の説明は、以上でございます。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 4項1目社会教育総務費でございますが、家庭教育や少年・青年教育、成人教育としての生涯学習講座や美郷いきいき大学、芸術文化活動事業に要する経費が主なものでございます。

芸術文化活動事業につきましては、画家の大小島真木氏の4作目、「金」をテーマとした壁画を公民館ロビーに制作頂くとともに、学友館特別展につきましては、美郷町合併15周年記念事業として「謎の宇宙展」「縄文の造形美と棟方志功展」「美郷町所蔵品展」を開催し、延べ3,448人の入館を頂いております。

不用額の主なものにつきましては、雪不足により、カマクラ行事が中止となったことによるカマクラ保存会補助金や関連予算、新型コロナウイルスの感染拡大により、わらの文化交流の集いの中止による関連予算でございます。

146、147ページをお願いします。

下段、2目図書館費でございますが、図書館の運営並びに読書活動推進に要する経費が主なものでございます。読書活動推進事業につきましては、読書フェスタや手づくり絵本教室を開催したほか、読み聞かせボランティアによるおはなし会を実施し、延べ489人の参加を頂いております。また、子育て支援の充実並びに本に親しむ環境づくりのため、乳児健診の際に読み聞かせを行い、絵本を贈るブックスタート事業を実施し、7カ月児84人、10カ月児84人に絵本セットを贈呈しております。令和元年度の図書館来館者数は、平成30年度と比べ3.6%減の2万810人となっており、貸出冊数は5.1%増の3万8,774冊となっております。中でも児童書の貸出しが6.9%と増加しており、各放課後児童クラブへの団体貸出しの増加が主な要因と考えております。

148、149ページをお願いします。

3目文化財保護費でございますが、町指定文化財等の適正な維持保存並びに圃場整備等に係る埋蔵文化財発掘調査事業に要する経費でございます。令和元年度は、畑屋中央地区圃場整備事業の実施に伴う太田遺跡、張山館遺跡の発掘調査、後三年合戦関連遺跡と考えられる南鎧ヶ崎遺跡での発掘調査を実施しております。

予備費17万3,000円の充用につきましては、飯詰縦穴群あずまやが強風及び老朽化により倒壊し、緊急に対応する必要があったため、15節解体工事に充てたものでございます。

150、151ページをお願いします。

4目社会教育施設費でございますが、公民館、学友館及び各ふれあい館など、社会教育施設の管理運営並びに歴史民俗資料館の指定管理に要する経費が主なものであり、15節施設設備改修工事につきましては、学友館の空調設備並びに坂本東嶽邸の千屋断層学習館の改修工事が主なものでございます。

また、公民館及び各ふれあい館の施設使用者数は、平成30年度と比べ1.4%減の5万5,037人となっており、3月の新型コロナウイルスの感染拡大による自粛の要請によるものと考えております。

予備費23万9,000円の充用につきましては、南ふれあい館印刷室の暖房機が老朽化により使用できなくなったため、15節施設設備改修工事に充て、緊急に対応したものでございます。

不用額の主なものにつきましては、暖冬により光熱水費や燃料費、除排雪費等の施設管理経費が見込み以上に少なかったことによるものでございます。

152、153ページをお願いします。

5項1目保健体育総務費でございますが、スポーツ振興事業として、スポーツ少年団への活動支援、各種スポーツ大会の開催委託や開催補助、ホストタウン推進等に係る経費が主なものでございます。

ホストタウン推進事業につきましては、JALのタイ人キャビンアテンダントを講師に、タイ文化講座を開催し、48名の参加を得て、異文化理解を深めたほか、秋田マスターズバドミントン選手権大会後に、タイバドミントンナショナルチームの選手7名、コーチ2名が町で合宿を行うとともに、町、バドミントンナショナルチーム、53名が参加してのバドミントンクリニックを開催し、交流を深めております。また、合宿の際の運営スタッフとして、タイ王国関係者と町民等の交流を深めることを目的に設立いたしましたタイ王国ファンクラブ「プーアン」の会員延べ23名のご協力を頂いております。

ヨネックスとの連携事業につきましては、ヨネックスの契約アドバイザーであり、バルセロナ、アトランタ両オリンピックに出場した谷口浩美氏による講演会とランニング教室、ヨネックスオフィシャルアドバイザーのOK和男氏による健康ウォーキング教室を開催したほか、秋田マスターズバドミントン選手権大会に向けて、ヨネックスバドミントンチームの選手5名、監督等8名が町で合宿を行うとともに、美郷中学校バドミントン部59名が参加してのバドミントンクリニックを開催し、世界レベルのプレーに触れることができました。

予備費7万6,000円の充用につきましては、秋田県ミニバスケット大会への3チーム派遣に伴う

19節スポーツ少年団選手派遣費補助金に充てたものでございます。

不用額の主なものにつきましては、雪不足によるスキー教室や町民スキー大会の中止並びに新型コロナウイルスの感染拡大による各種大会や事業の中止による関連予算でございます。

154、155ページをお願いします。

2目保健体育施設費でございますが、総合体育館リリオス、各地区体育館及び野球場など、体育施設の管理運営並びに宿泊交流館ワクアス、屋内スポーツ館サンスポーツランド千畑、温水プール及びテニスコートの指定管理に要する経費が主なものであり、15節施設改修工事につきましては、総合体育館リリオスのエレベーターの耐震改修、宿泊交流館ワクアスの外壁木部の塗装工事が主なものでございます。

なお、総合体育館リリオスのエレベーターの耐震改修の一部につきましては、令和2年度に繰り越してございます。

また、総合体育館リリオス及び各地区体育館の施設使用者数は、平成30年度と比べ12.1%減の9万7,681人となっており、3月の新型コロナウイルスの感染拡大による自粛の要請によるものと考えております。

予備費67万1,000円の充用につきましては、総合体育館リリオスの空調室外機の不具合により使用できなくなったため、11節修繕料に充て、緊急に対応したものでございます。

不用額の主なものにつきましては、暖冬により光熱水費や燃料費、除排雪費等の施設管理経費が見込み以上に少なかったことによるものでございます。

以上で2目保健体育施設費の説明を終わります。

**○教育推進課長（武田浩之君）** 続きまして、3目学校給食費についてご説明します。北及び南学校給食センターの施設管理、給食材料費及び学校給食協会への業務委託費が主なものでございます。

初めに、学校給食センターにおける1日当たりの食数ですが、小中学校合わせて1,357食を提供しておりました。

158ページ、159ページをご覧ください。

13節委託料のうち、登記事務委託料ですが、美郷町学校給食協会の法人化に伴うものでございます。

15節の工事請負費ですが、南学校給食センターにおいて、膨張タンク交換工事及び蒸気ボイラー附帯設備工事を実施したほか、北学校給食センターのボイラー室換気扇自動化工事などを実施いたしました。

18節の備品購入費ですが、南学校給食センターにおいて、マイコンスライサー、立体炊飯器及びシューズ、衣類、殺菌庫を購入したほか、北学校給食センターにおいて、給食用作業台などを購入しております。

なお、南学校給食センターのガス式フライヤーにつきましては、繰越明許費として令和2年度に繰越ししております。

また、不用額が多い11節についてですが、光熱水費、給食材料費など、各施設の合算による実績でございます。

10款教育費の説明は、以上でございます。

○農政課長（高橋 勉君） 続きまして、11款1項1目農林水産業施設災害復旧費ですが、令和元年度支出実績はございません。

1項農林水産業施設災害復旧費は、以上でございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きまして、160ページ、161ページをお開きください。

2項1目公共土木施設災害復旧費では、11節の消耗品費としまして、災害査定に関する書物を購入したものでございます。

13節では、10月13日の台風19号の接近による強風により、落ち葉や枝が大量に道路に散乱し、通行に支障が生じたため、撤去した際の費用でございます。

以上で11款の説明を終わります。

○企画財政課長（高橋 穰君） 12款公債費でございますが、町債の償還元金及び利子でございます。

1目の元金のうち、繰上償還元金は財政健全化の取組の一環で、繰り上げ償還を実施したものでございます。

2目利子のうち、繰替運用利子は、歳計現金が一時的に不足した際に基金を繰替運用した際の利子分でございます。

続きまして、13款諸支出金でございますが、1項1目基金費の積立金として、備考欄にあります6つの基金にそれぞれ積み立てたものでございます。「ふるさと美郷子ども育成基金」は、ふるさと納税による寄付金を全額積み立てたものでございます。財政調整基金、減債基金、1つ置きまして薬用植物栽培推進基金は、それぞれの基金の利子を積み立てたものでございます。佐々木毅「鴻鵠の志育成基金」は、平成30年度に続き、ご本人からの寄付を全額積み立てたものでございます。森林環境保全基金は、国からの森林環境譲与税340万2,000円のうち、令和元年度事業の残額を積み立てたものでございます。

続きまして、14款予備費でございますが、災害対応に要する経費や急に要する施設設備の修繕経費などの予算外の支出及び予算超過分の支出に充用してございます。充用額の合計は1,063万5,000円で、内訳は、備考欄に記載してございますが、充用の件数は、全部で20件分でございます。

下段、歳出の合計でございますが、予算現額125億9,736万4,000円に対し、支出済額112億4,555万4,811円、繰越明許費6億8,100万2,000円、不用額6億7,080万7,189円となっております。

歳出の説明は以上でございます。

次の164ページをお願いいたします。

令和元年度の実質収支でございますが、歳入総額119億1,430万9,000円、歳出総額112億4,555万5,000円、歳入歳出差引額6億6,875万4,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が5,701万3,000円で、実質収支は6億1,174万1,000円となっております。実質収支の平成30年度との比較では1億7,620万7,000円の増でございます。

続きまして、財産に関する説明をいたします。229ページをお願いいたします。

○総務課長（本間和彦君） それでは、財産に関する調書の説明をさせていただきます。決算書230ページをお願いいたします。

1番の公有財産でございますが、土地、建物それぞれ区分ごとの地積、面積の異動状況を記載してございます。

(1)は、土地及び建物の総括表でございます。

初めに、表頭の区分における土地につきまして、決算年度中の増減高の内容をご説明いたします。ページ中段の表側、公共用財産の公園141平方メートルの増でございますが、本堂城回公園に係る県道拡幅事業に伴う増加でございます。その1段下のその他施設1,755平方メートルの増と、2段下の宅地2,715平方メートルの減でございますが、名水市場湧太郎と道の駅の普通財産と行政財産の分類替えによるものでございます。下から2段目の雑種地、その他の960平方メートルの増でございますが、道の駅の行政財産と普通財産の分類替えによるものでございます。

次に、表頭の区分における建物についてでございますが、表側、ページ中段の公共用財産のその他施設の木造237平方メートルの増でございますが、飛翔館分でございます。同じく、非木造1,535平方メートルの増でございますが、堆肥センター管理事務所の増築及び名水市場湧太郎の受納等によるものでございます。

231ページと232ページは、ただいま説明いたしました土地、建物を行政財産と普通財産に分類し、記載したものでございます。

次に、233ページの(2)山林でございますが、仏沢地区町有林の搬出間伐及び林道七滝山線の



伐採等により売却した立木の分を減じてございます。

次の(3)物件でございますが、地上権につきましては、六郷地区防火水道管関連の土地2筆の抹消による減でございます。温泉権につきましては、件数の増減はございません。

(4)有価証券についてでございますが、美郷温泉振興株式会社及び株式会社雁の里せんなんの減につきましては、新法人設立に向けての清算によるものでございます。

続きまして、234ページをお願いいたします。

(5)の出資による権利でございますが、六郷まちづくり株式会社の減につきましては、同じく新法人設立に向けての清算によるものでございます。

続きまして、235ページからの2. 物品でございますが、こちらは取得価格100万円以上の物品について記載してございまして、それぞれの欄に決算年度中の増減を示してございます。

○企画財政課長（高橋 稔君） 続きまして、238ページ、債権でございますが、決算年度の歳入に係る債権以外の債権、いわゆる翌年度以降に納付または償還が始まる部分の債権について調書を作成したものでございます。上段から奨学資金貸付金、障害者住宅整備資金貸付金でございますが、それぞれの貸付金の決算年度後の償還金残高を債権として記載してございます。町民税につきましては、令和元年度に課税された町民税のうち、年度を越して納付される部分について、債権として記載してございます。下水道受益者負担金につきましては、5年に分割して徴収することになっており、年度を越して納付される部分について、債権として記載してございます。

続きまして、239ページをお願いいたします。

4. 基金でございますが、これは3月31日現在の各基金の状態を一覧にしたものでございます。区分欄の現金につきましては、現金または預金として管理している額を記載してございます。有価証券につきましては、有価証券として管理している額を記載してございまして、一番上の財政調整基金の有価証券は、秋田県公募公債を購入しているものでございます。債権につきましては、基金積立てとして調定している額、繰替運用している額、貸付けしている額の合計でありまして、その内訳を備考欄に記載してございます。下段の印紙等につきましては、印紙及び県証紙として管理している額を記載してございます。これらを合計した額が年度末の各基金残高となるものでございます。

240ページをお願いいたします。

基金の現在高の合計は、57億8,877万9,000円で、前年度比803万8,000円の増となりました。この主な要因でございますが、減債基金及び公共施設整備基金が減少いたしました。国民健康保険事業基金及びご寄付による佐々木 毅「鴻鵠の志育成基金」の積み増し等により、合計で増額

となったものでございます。

一般会計の決算の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、認定第1号の説明が終わりました。

説明途中ですけれども、ここで10分間休憩します。

(午後2時02分)

---

(午後2時11分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎認定第2号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、認定第2号 令和元年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 認定第2号につきましてご説明いたします。歳入からご説明いたしますので、170、171ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、収入済額が3億6,275万7,565円となっております。収納率は、現年度分が95.94%で、平成30年度と比較し、0.56ポイント上回りました。滞納繰越分は、20.97%で0.51ポイント上回りました。合計では、81.65%で、平成30年度を0.46ポイント下回っております。不納欠損額は27人、383万2,400円で、平成30年度と比較して35万6,732円増加しております。欠損理由としては、納付能力がなく、処分可能な財産もなかったものでございます。収入未済額は7,770万5,653円で、平成30年度と比較して701万3,565円減少しております。

173ページ上段をご覧ください。

2款1項1目督促手数料でございますが、1,642件分でございます。

3款1項1目は、実績がございません。2目システム開発費等補助金でございますが、令和2年度3月から施行されるマイナンバーカードや保険証を用いた資格確認などに対応するシステム改修に係る国庫補助金で、費用の全額補助でございます。

4款1項1目普通交付金でございますが、保険給付費として支払う相当額を県が交付したものでございます。

2目特別交付金でございますが、セルフケア推進、特定健診、特定保健指導等保健事業の取り

組み状況及び実績等により、県が交付したものでございます。

3目福祉医療基盤強化補助金でございますが、福祉医療費として支出したため、国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1分でございます。

2項1目財政安定化基金交付金でございますが、万が一国民健康保険会計に財源不足が生じた際に、県の財政安定化基金から交付される補助金でございますが、実績はございません。

5款財産収入でございますが、国民健康保険事業基金の利子でございます。

次のページをお願いいたします。

6款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金でございます。

7款繰越金でございますが、平成30年度からの繰越金でございます。

下段から次のページにかけての8款諸収入でございますが、1項は延滞金、2項は国民健康保険特別会計の利子でございます。

177ページ上段、3項1目一般被保険者第三者納付金でございますが、交通事故等を原因として、損害保険会社等から6件分の納付金ございました。2目及び4目は、実績がございません。3目一般被保険者返納金でございますが、国民健康保険から社会保険へ変更となった方の過年度分療養給付費の返還金21件でございます。

収入未済額がございますが、2件分でございます。

5目一般被保険者指定公費は、70歳から74歳に係る一部負担金の差額3件分でございます。9目雑入でございますが、平成30年度分の診療報酬等精算金及び秋田県国民健康保険団体連合会による財政安定化事業交付金拠出金の算定誤りによる精算金でございます。

歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。178、179ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は事務費、2項徴税费は税の賦課徴収に関する経費、3項運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

下段から183ページ上段までの2款保険給付費でございますが、平成30年度より2,400万円ほど増額となっております。

179ページ下段から181ページ中段までの1項療養諸費、2項高額療養費は、医療費の最終支払額の確定が4月以降なので、流動的な医療費に備えているため不用額が生じております。下段4項出産育児諸費は4人の方へ、183ページ上段の5項葬祭諸費は34人の方へ支払いをしております。

3款事業費納付金でございますが、県に納付したものでございます。平成30年度より5,739万

7,054円の増額でございます。

4款共同事業拠出金でございますが、退職者医療に係る分の国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。

184、185ページをお願いいたします。

5款保健事業費でございますが、特定健康審査、特定保健指導及び人間ドックに係る経費が主なものでございます。

6款基金積立金でございますが、基金の利子分のほか、1億6,500万円を積み立てております。令和元年度末の基金の残高は、2億4,620万9,563円でございます。

186、187ページをお願いいたします。

7款公債費は実績がございません。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金は、23件ございました。2目退職被保険者等保険税還付金は1件ございました。3目の償還金でございますが、平成30年度分特定健康審査、保健指導負担金県費分の精算に伴う返還金と秋田県国民健康保険団体連合会の算定誤りによる平成26年度から29年度分の高額医療費共同事業交付金拠出金の精算金及びそれに伴う県負担金返還金でございます。4目一般被保険者還付加算金は、3件ございました。5目は、実績がございません。

9款予備費は実績がございません。

歳出は、以上でございます。

続きまして、188ページをお願いいたします。

実質収支でございますが、歳入総額24億4,889万3,000円、歳出総額22億7,231万7,000円、歳入歳出差引額1億7,657万6,000円となっております。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1億7,657万6,000円でございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで認定第2号の説明が終わりました。

---

### ◎認定第3号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第9、認定第3号 令和元年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 認定第3号につきまして、最初に、歳入から説明いたします。194、

195ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 受益者負担金の 1 節 現年度分でございます。平成26年度から30年度に加入され、公共枿を設置した14件分となっております。

なお、受益者負担金は、原則 5 年間に分割して納付頂いております。また、元年度の新規加入は、17件となっております。これによる加入率は62.24%で、前年度より2.23%の増となっております。

なお、農業集落排水及び合併浄化槽を含めた町全体の水洗化率は、76.43%で前年度より2.11%上昇しております。

2 節 滞納繰越分につきましては、未納者は 1 人分となっております。

続きまして、2 款 1 項 1 目 下水道使用料の 1 節 現年度分でございます。年度末加入件数は934件、収納率は99.91%で、前年度より0.05%の減となっております。

2 節 滞納繰越分ですが、滞納者は 4 名で、収納率32.14%、前年度より2.48%の増となり、全体では99.08%、前年度より1.6%の増となりました。

2 項 1 目 下水道手数料 1 節 登録手数料は、工事指定店登録手数料で、新規 1 件、更新18件の計19件分、2 節の督促手数料は308件分でございます。

3 款 1 項 1 目 一般会計繰入金につきましては、事業の円滑な推進や事業債の償還のため繰り入れたものでございます。

4 款 1 項 1 目は、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、5 款 諸収入でございます。196、197ページをお開きください。

2 項 1 目は預金利子、3 項 1 目の雑入は、8 年間の検定期間満期となりましたメーター機器97個分のスクラップ収入でございます。

6 款 1 項 1 目 1 節は、流域下水道事業債として借り入れたもので、2 節 資本費平準化債は、事業の円滑な推進を図るための借入れをしたものでございます。

歳入の説明は、以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。198、199ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 一般管理費ですが、下水道事業の一般管理に要した経費で、2 節 から 4 節 は職員人件費、11 節 と 12 節 は、使用料徴収及び加入促進に向けた経費を支出しております。13 節 では、メーター検針員 2 名分の委託料を支出しております。19 節 では、下水道事業における円滑な運用に関する各種負担金と下水道接続工事費補助金につきまして、元年度新規加入のうち 4 件分を支出しております。

次に、2項1目施設管理費ですが、下水道施設の適切な維持管理に要した経費で、11節の中で光熱水費は電気料、修繕料は下水管の詰まり修繕などの6件、12節の役務費の通信運搬費は、下水施設の電話通信料です。手数料は、下水道の水質分析調査委託料と水道メーター97個の交換手数料、火災保険料は、小安門にあります真空ポンプ場分でございます。13節委託料は、真空ポンプ場の電気工作物の保安管理費、真空ポンプ機器の保守点検及び下水道事業計画変更業務委託料でございます。15節では真空弁付汚水柵改造工事1件、真空ポンプ等更新工事1件を実施しております。公共柵設置接続工事は、2件を発注しております。18節は、無線検針用電子メーター121個の購入費でございます。

200ページ、201ページをお開きください。

19節は、秋田湾雄物川流域下水道事業維持管理と汚泥処理管理に関する負担金を支出しております。

3項1目19節では、流域下水道大曲処理区の幹線管路ストックマネジメントに向けた実施設計業務に対する負担金です。

繰越明許につきましては、秋田県の指示によるものです。

2款1項公債費は、借入れした償還金の元金及び償還金利子でございます。

202ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億229万1,000円、歳出総額1億9,688万2,000円、差引き540万9,000円ですが、繰越明許費として8万円、実質収支額は532万9,000円となったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで認定第3号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第4号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第10、認定第4号 令和元年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 認定第4号につきまして、最初に、歳入から説明いたします。208ページ、209ページをお開きください。

1款1項1目分担金ですが、1件の新規加入がありました。これによる農業集落排水区域内の

水洗化率は、94.37%で前年度より0.91%の増となっております。

2款1項1目農業集落排水使用料の1節現年度分でございます。年度末加入件数は1,326件、収納率は99.90%で前年度より0.06%上昇しております。2節滞納繰越分ですが、時効を迎えた1名、8,010円分を不納欠損しております。滞納者は26人で、前年度より8名減少しております。全体の収納率は94.59%で、前年度と比べ2.93%の増となっております。

2項1目下水道使用料1節督促手数料は629件分でございます。

3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金は、処理施設の最適化構想策定に関する補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、事業の円滑な推進や事業債の償還のため繰り入れたものでございます。

5款1項1目は、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、6款諸収入でございます。210ページ、211ページをお開きください。

2項1目は預金利子、3項1目の雑入は、8年間の検定期間満期及び廃止となったメーター器15個分のスクラップ収入でございます。

7款1項1目1節資本費平準化債は、事業の円滑な推進を図るため借り入れたものでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。212ページ、213ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費ですが、農業集落排水事業の一般管理に要した経費で、2節から4節は職員人件費、11節と12節は、使用料徴収及び加入促進に向けた経費を支出しております。13節の調査委託料では、メーター検針員7名分の委託料を支出しております。また、国の補助金を活用し、最適化構想計画並びに飯詰地区の流域下水道への接続資料作成業務を実施いたしました。19節では、農業集落排水事業における円滑な運用に関する各協議会等への負担金を支出したほか、下水道接続工事費補助金として2件支出しております。23節過誤納還付金は、30年度の冬期間の推定料金が過大であったことによる元年度での還付でございます。27節公課費は、消費税納付分でございます。

次に、2項1目施設管理費ですが、町内6施設の農業集落排水施設の適切な維持管理に要した経費で、11節の中で光熱水費は電気料、修繕料はポンプ修繕など16件、12節役務費は、施設の遠方監視による通信費、手数料は、各施設の処理水の水質検査費用及び水道メーター13個の交換手数料でございます。火災保険料は、処理場6施設分でございます。13節委託料、施設管理委託料

は、令和2年度に発注しました後三年処理施設浄化槽設置に係る設計費でございます。施設維持管理委託料は、処理場6施設の清掃管理分でございます。

次のページをお開きください。

右上、処理場6施設のポンプフロア等機器の保守点検業務委託、汚泥処理委託、自家発電機の保安管理費用でございます。15節では、機械器具設備工事費等3件、公共柵設置接続工事2件を実施しております。18節では、水道メーター20個の購入費でございます。19節では、後三年、飯詰、野荒町の各施設利用組合の運営費を補助しております。

2款1項公債費は、借入れした償還金の元金及び償還金利子でございます。

216ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は2億354万4,000円、歳出総額1億9,742万8,000円、実質収支額は611万6,000円となったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで認定第4号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第5号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第11、認定第5号 令和元年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） 認定第5号につきましてご説明いたします。歳入からご説明いたしますので、222、223ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、収入済額が1億3,598万6,317円となっております。この収入済額には、年金から特別徴収された方が年度末に亡くなられ、年金保険者側の処理完了日の関係で、出納整理期間中に還付が行えなかった2万5,300円、7人分と普通徴収の方が出納閉鎖直前に二重納付したため、出納整理期間中に還付できなかった6,100円、1人分が含まれております。

なお、この還付金は、令和2年度予算より6人分は既に返還されております。2人分につきましては、今後返還される予定でございます。

収納率は、現年度分が99.74%で、平成30年度と比較し0.01ポイント下回りました。滞納繰越分は、28.90%で6.72ポイント上回りました。合計では99.15%で、平成30年度を0.09ポイント上回



っております。不納欠損額は2人、6,900円で、平成30年度と比較して9万7,200円減少しております。

収入未済額は、116万5,783円で、平成30年度と比較して7万8,183円増加しております。

2款1項1目督促手数料でございますが、254件分でございます。

3款繰入金でございますが、一般会計から繰入れしたもので、1目事務費繰入金は徴収に係る事務費分、2目保険基盤安定繰入金は、低所得保険料軽減分相当額を繰り入れたものです。

4款繰越金でございますが、平成30年度からの繰越金でございます。

224、225ページ上段の5款2項1目保険料還付金は、後期高齢者医療広域連合から受け取り、歳出により被保険者へ還付したものでございます。

2目還付加算金は、実績がございませんでした。

3目預金利子は、後期高齢者医療特別会計の利子、4目雑入は、返戻金で実績がございません。歳入は、以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。226、227ページをお願いいたします。

1款総務費でございますが、保険料徴収に係る事務費の実績でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、後期高齢者医療広域連合への納付金の実績で、保険料及び保険基盤安定繰入金の合算でございます。

3款1項1目23節償還金利子及び割引料でございますが、過年度分の保険料還付金で、6件ございました。

4款予備費につきましては、実績がございません。

歳出は以上でございます。

続きまして、228ページをお願いいたします。

実質収支でございますが、歳入総額2億388万円、歳出総額2億330万3,000円、歳入歳出差引額57万7,000円となっております。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の57万7,000円でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、認定第5号の説明が終わりました。

---

#### ◎認定第6号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第12、認定第6号 令和元年度美郷町水道事業会計決算認定について

を上程いたします。

説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 認定第6号につきましてご説明いたします。

初めに、概要につきまして説明いたします。257ページをお開きください。

中段、3、業務の部分をご覧ください。令和元年度における業務状況につきましては、給水戸数は3,569戸、配水量は136万9,000立方メートルで、前年度と比べて37戸の増、4万6,000立方メートルの減となっております。これによる美郷町全体の水道加入率は、57.6%で、前年度より0.7%の増となっております。また、給水区域内に限っての加入率は、81.2%で、前年度より0.8%の増となっております。

続いて、経理状況につきまして説明いたします。244ページ、245ページにお戻りください。

収益的収入及び支出でございます。水道事業経営に係る経常収支でございます。こちらは消費税を含んだ額を記載しております。

収入、第1款事業収益は決算額4億480万6,452円で、予算額に対し70万6,452円の増となっております。

支出、第1款事業費用は、右のページの決算額3億8,431万6,302円で、不用額が1,064万9,698円となっております。

下から2行目、第3項特別損失は、過年度漏水減免申請による還付金でございます。

第4項予備費につきましては、水道管漏水による緊急修繕費用に充当したものです。

なお、損益につきましては、税抜き計算とするため、後ほど損益計算書にて説明いたします。

続きまして、246ページ、247ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。安全安心な水道水の安定的供給のための建設改良費や企業債の償還元金などを計上しております。

収入、第1款資本的収入決算額1億5,529万9,288円で、予算額に対し288円の増となっております。

支出、第1款資本的支出決算額2億7,829万6,727円で、不用額が5万7,273円となっております。

以上によりまして、246ページ欄外に記載のとおり、不足する1億2,299万7,439円は、当年度分消費税額及び地方消費税資本的収支調整額1,074万4,796円、過年度分損益勘定留保資金1億1,225万2,643円で補填したものでございます。

続きまして、248ページをお開きください。

損益計算書につきましてはですが、こちらは消費税を含まない額となっております。これにより

まして、当年度の純利益は、下から3段目、922万9,357円となっております。前年度繰越利益剰余金を加え、当年度未処分利益剰余金は、2,784万3,586円であります。右側、249ページをご覧ください。

剰余金計算書につきましては、剰余金の処分の状況を示すもので、今年度の剰余金は、そのまま翌年度に繰り越すものでございます。

次のページ、250ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書は、記載のとおりでございます。

右の251ページ、貸借対照表をご覧ください。

この表では、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債、資本を総括的に表した報告書となります。

表の中段、右側二重線のところ、資産合計が49億8,046万349円、表の中下段の二重線、負債合計が40億5,833万6,308円、表の下から2段目の二重線、資本合計が9億2,212万4,041円となり、負債と資本の合計額が資産の合計額と合致するものでございます。

続きまして、254ページから259ページまでは、事業報告書となっております。事業の概要や工事の状況、業務状況や会計に関することを記載しております。

続きまして、260ページをご覧ください。

キャッシュフロー計算書でございます。この計算書は、その事業年度のお金の流れを示すものです。令和元年度におきまして、資金は下から3行目、7,405万3,052円の増となっており、これにより、資金期末残高は、2億4,480万5,971円となっております。

261ページから262ページまでは、収益費用明細書となっております。こちらは消費税を含まない額を計上しております。

263ページは、固定資産明細書を記載しております。

264ページから265ページまでは、企業債の明細となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで認定第6号の説明が終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月2日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後2時44分)